

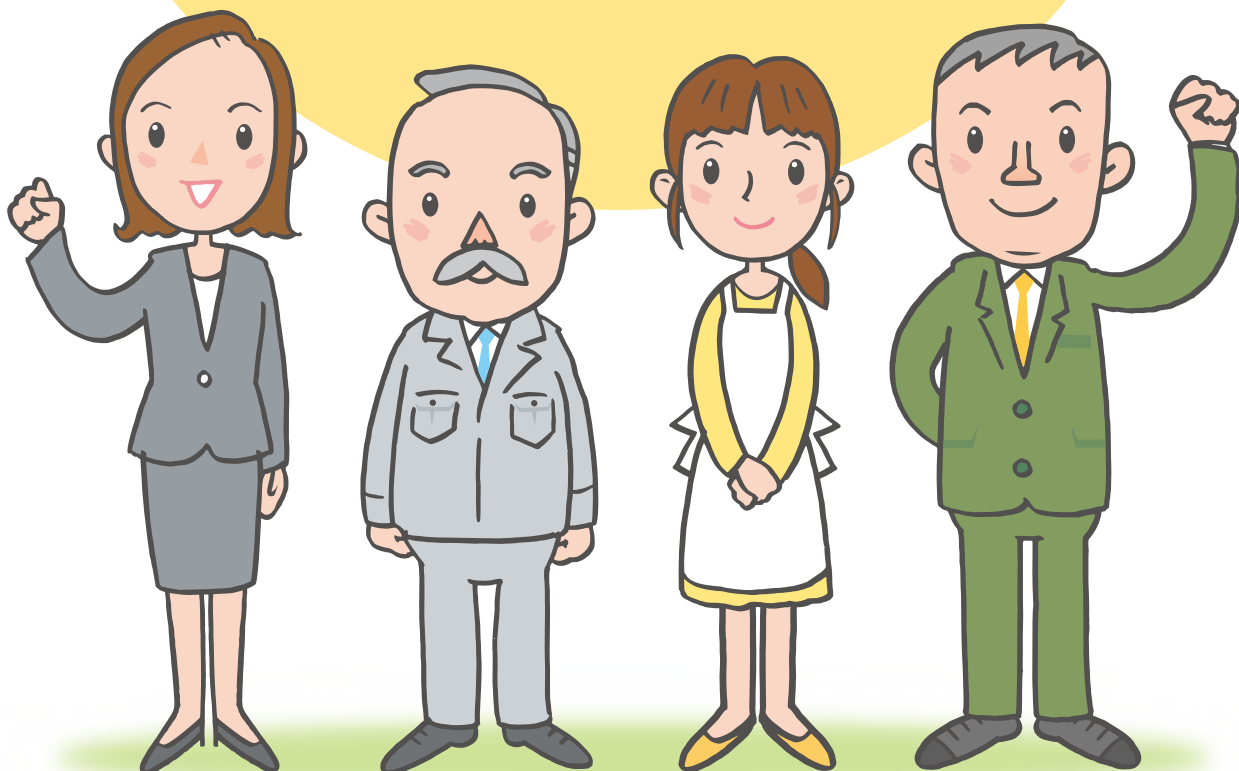


Be a Great Small.

中小機構

早めの対策が 会社の未来を守る

中小機構の“事業承継”支援



はじめに

円滑な事業承継のために・・・

大切に育ててきた会社と事業を次の世代へ引き継ぐためにはどのようなことが必要なのでしょう。事業承継は、これまで積み上げてきた会社のもつ多くの財産(ヒト・資産・ノウハウなど)を引き継ぐことになるため、簡単にできることではありません。そのため、円滑な事業承継を実現するためには、早期・計画的な取組がポイントになります。

中小企業庁が発行している「事業承継マニュアル」では、事業承継を実行するまでを5つのステップとして紹介しています。

事業承継の準備から計画の策定、実行まで 「5つのステップ」

ステップ
01

事業承継に向けた
準備の必要性の認識



ステップ
02

経営状況・経営課題等
の把握（見える化）



ステップ
03

事業承継に向けた
経営改善（磨き上げ）



ステップ
04

事業承継計画策定
マッチング実施



ステップ
05

事業承継の実行
(M&A 等の実行)



準備期

実行期

発展期・
成長期

会社・事業の成長と発展

CONTENTS

中小機構が円滑な事業承継をサポートします

円滑な事業承継の実現をサポートするために、中小機構では事業承継の「準備期～実行期～成長・発展期」までの様々な場面に応じた支援メニューを数多くご用意しています。

準備期

- ▶ 何から取組めばいいかわからない。
- ▶ 誰に相談したらいいかわからない。
- ▶ まずは情報収集をしたい。
-
- ▶ 後継者を育成したい。
- ▶ 事業の磨き上げ(事業再生・経営改善)をしてから承継したい。

支援メニュー

経営に関する相談
(オンライン経営相談「E-SODAN」)
よろず支援拠点

P1

人材育成(経営後継者研修)
中小企業再生支援協議会・経営改善支援センター

P2

コラム ご存知ですか、経営者保証に関するガイドライン

実行期

- ▶ 事業承継までの行程を整理したい。
- ▶ 第三者への承継を検討したい。
-
- ▶ 経営課題を解決したい。
- ▶ 中長期的な経営計画を作成したい。
- ▶ 事業承継をする際にファンドの支援を得たい。

支援メニュー

事業承継計画作成支援
事業引継ぎ支援センター

P3

ハンズオン支援(専門家派遣)
事業承継ファンド(中小企業成長支援ファンド)

P4

コラム 第三者への事業引継ぎ事例

成長・発展期

- ▶ 地域の産品を活かして新商品、新サービスを開発したい。
- ▶ 販路を拡大したい。
- ▶ 海外展開をしたい。

支援メニュー

地域新事業創出支援
(地域新商品・新サービス開発支援 等)
J-GoodTech(ジェグテック)
中小企業国際化支援アドバイス

P5

未来に備えて

- ▶ 承継後の生活の準備をしたい。
- ▶ 取引先事業者倒産による連鎖倒産から会社を守りたい。

支援メニュー

小規模企業共済
経営セーフティ共済

P6

コラム 事業承継の準備のためのツールのご紹介

付録

- ① 事業承継(親族内承継)のチェックポイント
-
- ② データで見る中小企業の事業承継の実態

コラム 阿吽の呼吸はNG!?～対話が大事～

P7

P8

- ▶ 何から取組めばいいかわからない。
- ▶ 誰に相談したらいいかわからない。
- ▶ まずは情報収集をしたい。



経営に関する相談

事業承継をはじめとした経営に関するご相談に、経験豊富な専門家がお答えします。対面での窓口相談に加え電話・インターネットなど、ご都合・ご希望に応じた方法で、無料でご利用いただけます。

<対面でのご相談>

最寄りの機構地域本部(裏表紙)にて専門家が課題解決に向けてアドバイスいたします。

<経営相談ホットライン>

経営に関することなら、何でもお気軽にご相談ください。

● 受付時間 / 平日(月曜日～金曜日)午前9時～午後5時

☎050-3171-8814 ※通話料は相談者様負担となります。



<オンライン経営相談「E-SODAN」**NEW**>



ロボットアドバイザー
こーめい(孔明)1号

中小企業のみなさまのためのチャットサービス窓口です。AIが対応するため、場所を選ばず、いつでもお気軽にご利用いただけます。なお、AIの回答を確認後に、専門家とのチャットが可能です。

中小機構 経営相談

検索

「経営に関する相談」はこちら



よろず支援拠点

国が全国47都道府県に設置した無料の経営相談所です。経営上のあらゆる相談に対応します。中小機構では全国本部機能を担っており、各地域のよろず支援拠点をご紹介します。

よろず支援

検索

「よろず支援拠点全国本部」に関する詳細はこちら



活用のポイント

いずれも無料で相談できるサービスです。「事業承継はまだまだ先」という方でも気軽に相談できます。第三者に相談することで課題が整理されることもありますよ。



- ▶ 後継者を育成したい。
- ▶ 事業の磨き上げ(事業再生・経営改善)をしてから承継したい。



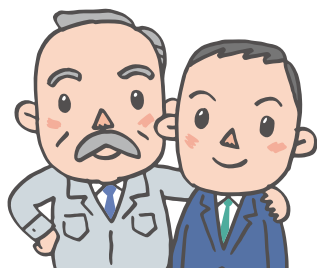
人材育成（経営後継者研修）

中小機構が運営する中小企業大学校では、後継者を育成するための研修を実施しています。中でも東京校で実施する「経営後継者研修」は約40年の歴史を有し、自社での担当業務だけでは得られない、経営者としての視点や全体最適の感覚を研ぎ澄まします。

中小企業大学校では、その他にも人材育成のための多彩な研修メニューをご用意しています。



中小企業大学校(東大和市)



経営後継者研修

検索

「経営後継者研修」に関する詳細はこちら



中小企業再生支援協議会・経営改善支援センター

円滑な事業承継と事業(会社)の将来のためには、財務状況の見直しを通じた経営改善、事業再生が必要となる場合もあります。国が全国47都道府県に設置した「中小企業再生支援協議会」は、公平中立な立場で、守秘義務を厳守し、事業再生を支援しています。専門家による無料相談のほか、簡易な計画策定(経営改善計画)を支援するメニューも揃えています。



中小機構 再生支援

検索

各地の「中小企業再生支援協議会」に関する詳細はこちら



コラム
column

ご存知ですか、経営者保証に関するガイドライン

事業承継を検討するとき、「経営者保証に関するガイドライン」で定める要件を満たすことで、前経営者の個人保証を後継者に当然に引き継がせないことができる場合があります。平時から財務(経営)改善に取り組むことで、要件を満たす一助となりますので、早めの準備を検討してみてください。



- ▶ 事業承継までの行程を整理したい。
- ▶ 第三者への承継を検討したい。



事業承継計画作成支援

「事業承継計画」を作成すると、事業承継を実行するまでにやるべきことを「見える化」することができ、現経営者と後継者が共通の目標に向けて準備を進めることが可能になります。中小機構では、計画の骨子を作成するためのサポート(専門家の派遣)を行います。

中小機構 事業承継対策

検索

「事業承継対策」に関する詳細はこちら



事業引継ぎ支援センター

後継者が親族内、あるいは社内の役員・従業員にいない場合には、社外の第三者への引継ぎ(M&A)による事業存続の道があります。

事業引継ぎ支援センターは中小企業の事業引継ぎを支援するために国が全国47都道府県に設置した支援機関です。事業引継ぎに関する相談に無料で対応いたします。

※各専門家に実務を依頼される場合(契約書作成、株価計算など)や、センターが紹介する仲介業者を利用する場合には一定の費用がかかります。



事業引継ぎ

検索

「事業引継ぎポータルポータルサイト」はこちら



コラム
column

第三者への事業引継ぎ事例

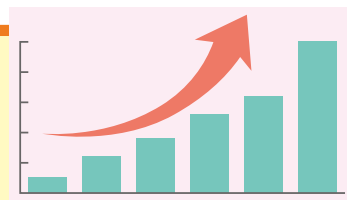
創業300年超の名門温泉旅館。歴史と従業員を県内の成長企業に引き継ぐ。

長崎県・雲仙地域で最古の温泉旅館「雲仙湯元ホテル」。後継者不在に直面した13代目は、長崎県事業引継ぎ支援センターに相談、事業と雇用継続を前提とした地元企業への事業引継ぎが成立。歴史ある豊かな地域資源を守りつつ、地元経済を振興させたいという想いを共有する譲受企業に、歴史ある旅館の未来を託しました。

続きはこちらから→「事業引継ぎポータルサイト」



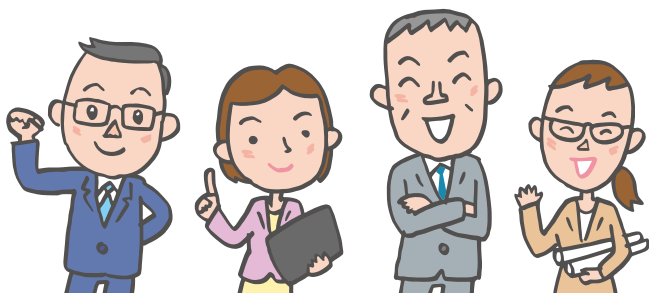
- ▶ 経営課題を解決したい。
- ▶ 中長期的な経営計画を作成したい。
- ▶ 事業承継をする際にファンドの支援を得たい。



ハンズオン支援（専門家派遣）

経営課題の解決に取り組む中小企業に豊富な経験と実績をもつ専門家を派遣し、アドバイスを実施します。

企業は内部にチームを編成してプロジェクトに取り組んでいただくことで、支援終了後の自律的な成長を目指します。



中小機構 ハンズオン

検索

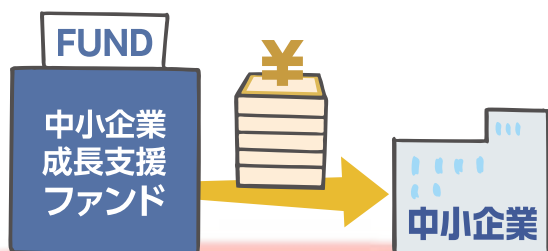
「ハンズオン支援」に関する詳細はこちら



事業承継ファンド（中小企業成長支援ファンド）

後継者が不在である場合や、後継者候補はいるものの育成が必要な場合など、事業承継をする際にファンドから投資を受け、支援を受けるといった方法があります。

中小機構が参画しているファンドは以下のサイトで検索することができます。



中小機構 ファンドから投資

検索

「ファンドの検索」に関してはこちら



活用のポイント

中小機構が実施するハンズオン支援は、利用する中小企業に主体的に取り組んでいただくことで、支援終了後も自律的・持続的に成長可能な仕組み作りをサポートすることが特徴。

例えば、後継者候補を社内のプロジェクトリーダーにすることで、経営者（リーダー）としての自覚を促すことも期待できます。



- ▶ 地域の産品を活かして新商品、新サービスを開発したい。
- ▶ 販路を拡大したい。
- ▶ 海外展開をしたい。



地域新事業創出支援（地域新商品・新サービス開発支援等）

全国展開や海外展開等を目指して消費者向けの新商品・新サービスの開発、販路開拓に取り組む中小企業者の方々に対し、ビジネスに精通した専門家が事業実施計画（ビジネスプラン）の策定やそのビジネスプランを実現するために必要な取り組みをサポートします。また、「地域新商品・新サービス開発支援」の採択企業等を対象に、地域活性化パートナー企業（百貨店・商社等）と連携した販路開拓支援を行います。

地域新事業創出支援

検索



「新事業創出」に関する詳細はこちら

J-GoodTech（ジェグテック）

ジェグテック
J-Good
Tech

J-GoodTech（ジェグテック）は、日本の中小企業のためのビジネスマッチングサイト。ウェブ上に自社の技術、サービスなどを盛り込んだページを作り、多くの企業に知らせることができます。また、大企業、中小企業、海外企業のあらゆるニーズに対して提案することが可能です。

ジェグテック

検索



「ジェグテック」に関する詳細はこちら

中小企業国際化支援アドバイス

海外でのビジネス展開の課題やお悩みに対し、豊富な実務知識・経験・ノウハウを持つ専門家がご相談に応じます。また、貴社の海外展開のプロジェクトに合わせ、数ヶ月にわたる計画を立てて、専門家が伴走者のように支援する「伴走型」の支援も行います。



国際化支援アドバイス

検索



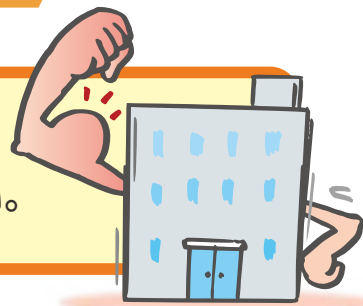
「国際化支援アドバイス」に関する詳細はこちら

活用のポイント

最近では「ベンチャー型の事業承継」や「第二創業」という言葉が聞かれるように、後継者が承継後に新しい事業・取組みにチャレンジすることが増えています。中小機構では、事業承継を契機に更なる成長・発展を願う中小企業をサポートする支援メニューが豊富にあります。

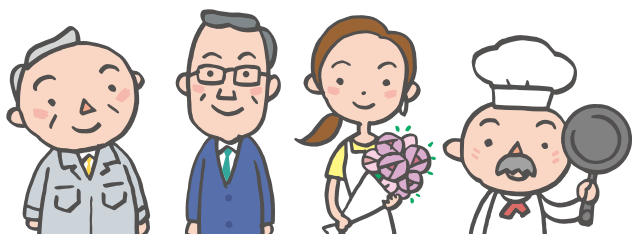


- ▶ 承継後の生活の準備をしたい。
- ▶ 取引先事業者倒産による連鎖倒産から会社を守りたい。



小規模企業共済

小規模企業の経営者や役員、個人事業主等の皆様のための、積立てによる退職金制度です。掛金は全額を所得控除できるため、高い節税効果があります。また、事業承継(事業用資産または株式等の取得)に要する資金を低金利で借入れできる契約者貸付制度があります。



小規模共済

検索

「小規模企業共済」に関する詳細はこちら



経営セーフティ共済

取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。無担保・無保証人で掛金の最高10倍(上限8,000万円)まで借入れでき、掛金は損金または必要経費に算入できる税制優遇も受けられます。



セーフティ共済

検索

「経営セーフティ共済」に関する詳細はこちら



コラム
column

事業承継の準備のためのツールのご紹介

(いずれもホームページよりダウンロードができます)

中小企業経営者のための事業承継対策

計画的な事業承継の準備のための冊子。事業承継のパターンごとの解説や事業承継計画表の作成などについてわかりやすく解説しています。

「中小企業経営者のための事業承継対策」はこちら



事業価値を高める経営レポート作成マニュアル改訂版

後継者に事業を伝えていくためには、自社の強み・弱みを明確にする必要があります。当冊子は自社の持つ経営資源(知的資産)の見える化をサポートします。

「事業価値を高める経営レポート作成マニュアル改訂版」はこちら



いくつチェックがつけられますか？

✓ 事業承継のチェックポイント！

(親族内承継)



後継者に伝えていなければ
決まっているとは言えませんよ！

チェック項目

- ① 後継者を決めていますか？
後継者にそのことを伝えていますか？
後継者の意向は聞いていますか？
- ② 経営状況や課題について、後継者と話す機会を
設けていますか？
- ③ 承継時期を明確にし、それに向けて後継者の育成、
技術の伝承といった準備を進めていますか？
- ④ 従業員や取引先など社内外の関係者からの
協力は得られそうですか？
- ⑤ 法務面や税務面、資金面などの将来を見据えた
準備は進めていますか？
- ⑥ 支援機関や顧問の税理士など、課題に応じた
相談先は決まっていますか？

後継者も同じ認識ですか？
よく話し合って
課題を共有しましょう。



コラム
column

阿吽の呼吸はNG!?～対話が大事～

親と子の間となると特に、些細な意見の食い違いや衝突を懸念して、「伝わっているだろう」、「こう考えているだろう」とお互いにはっきりと言葉にして意見の交換をすること自体、遠慮してしまうことも少なくないのではないのでしょうか。

事業承継は、経営者・後継者どちらかの想いや考えで成り立つものではありません。事業を引き継ぐことに対して、後継者の「同意」を得て、「後継者としての自覚」「継ぐ覚悟」を育てながら、事業承継に向けて後継者と二人三脚で取り組んでいくことが重要です。

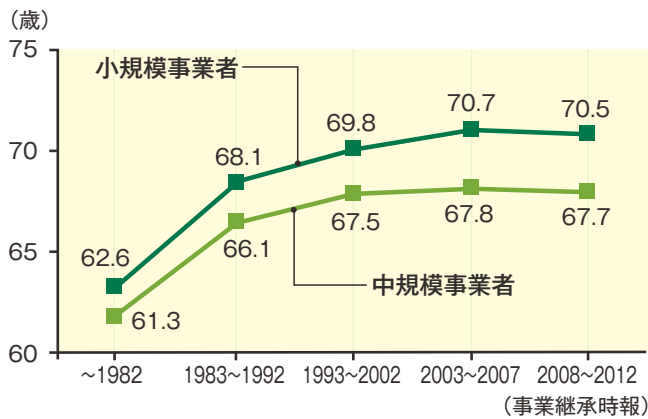
そのため、「以心伝心」や「阿吽の呼吸」、「伝わっているはずだ」では事業承継は円滑に進まないことは明白です。

……データで見る中小企業の事業承継の実態……

中小企業の経営者の引退年齢は、会社の規模や業種にもよりますが、平均すると67～70歳。経営者の年齢分布を踏まえると今後も多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎えると考えられ、事業承継は日本のこれからを左右する重要な課題となっています。

中小企業経営者の平均引退年齢

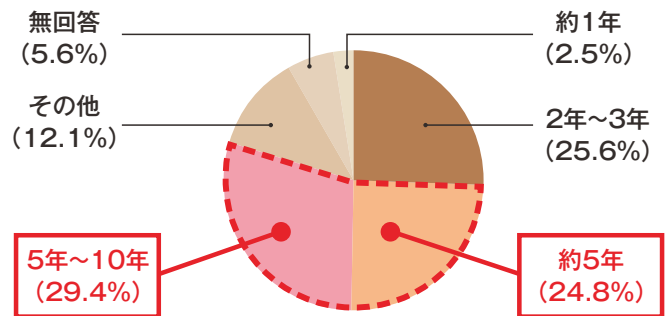
平均引退年齢は、会社の規模や業種にもよりますが、平均すると67～70歳となり、小規模事業者では70歳を超える傾向にあります。



出典：中小企業庁「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所委託)

後継者の育成に必要な期間

後継者の育成に必要な期間について、「約5年」「5～10年」と回答した経営者は全体の半数以上に上ります。後継者が経営力を発揮するためには時間がかかるため、早期に取組みを始める必要があります。



出典：独立行政法人 中小企業基盤整備機構「事業承継実態調査報告書」(2011年3月)再編加工



● 事業承継の準備に費やせる時間を計算してみましょう ●

中小企業経営者の 平均引退年齢	ご自身の年齢	事業承継の準備に 費やせる時間
70.5 (小規模事業者) 67.7 (中規模事業者)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
歳	歳	年

中小機構のご紹介

中小機構は、国の総合的な中小企業政策実施機関として、中小企業の経営課題に応じた多様なサービスを取り揃え、各企業の成長をサポートします。

事業承継に関するお問い合わせ先

事業承継・再生支援部 事業承継支援課

☎03-5470-1576

相談先がご不明な場合は、まずはこちらにご連絡ください。お話を伺った上で適切な支援メニューをご案内いたします。

経営自己診断システム

http://k-sindan.smrj.go.jp/crd/servlet/diagnosis.CRD_0100

財務データを入力するだけで、即時に財務状況と経営危機度を把握できるシステムです

J-Net21 支援情報ヘッドライン(補助金・助成金・公募を検索する)

<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/support/>

利用できる公的機関の補助金・助成金情報をすばやくリサーチします

利用料・情報料は
全て無料です

所在地一覧

本部/関東本部



〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門377森ビル
本部代表 TEL.03-3433-8811
関東本部代表 TEL.03-5470-1509

北海道本部



〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西1-1-7
ORE札幌ビル6F
代表 TEL.011-210-7470

東北本部



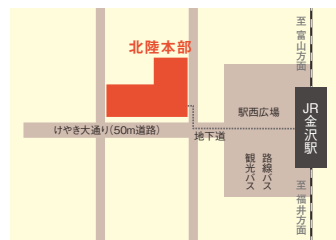
〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1
仙台第一生命タワービル6F
代表 TEL.022-399-6111

中部本部



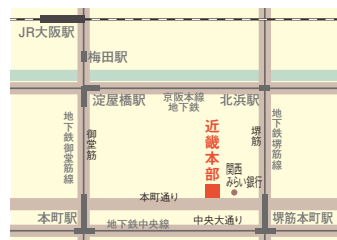
〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-2-13
名古屋センタービル4F
代表 TEL.052-201-3003

北陸本部



〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1
金沢パークビル10F
代表 TEL.076-223-5761

近畿本部



〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町2-3-13
大阪国際ビルディング27F
代表 TEL.06-6264-8611

中国本部



〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀5-7
広島KSビル3F
代表 TEL.082-502-6300

四国本部



〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1
高松シンボルタワー タワー棟7F
代表 TEL.087-811-3330

九州本部



〒812-0038 福岡県福岡市博多区祇園町4-2
サムティ博多祇園BLDG.
代表 TEL.092-263-1500

沖縄事務所



〒901-0152 沖縄県那覇市宇小禄1831-1
沖縄産業支援センター313-1
代表 TEL.098-859-7566

中小企業大学校

旭川校	〒078-8555 北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	TEL. 0166-65-1200
仙台校	〒989-3126 宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	TEL. 022-392-8811
三条校	〒955-0025 新潟県三条市上野原570	TEL. 0256-38-0770
東京校	〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5	TEL. 042-565-1192
瀬戸校	〒489-0001 愛知県瀬戸市川平町79	TEL. 0561-48-3401
関西校	〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡1929	TEL. 0790-22-5931
広島校	〒733-0834 広島県広島市西区津津新町1-21-5	TEL. 082-278-4955
直方校	〒822-0005 福岡県直方市永満寺1463-2	TEL. 0949-28-1144
人吉校	〒868-0021 熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	TEL. 0966-23-6800

中小企業経営者 のための 事業承継対策



令和2年度版

目次

第1章：中小企業を取り巻く事業承継の現状と 計画的な事業承継の取り組みの必要性

- 1 事業承継の現状は？ P2
- 2 事業承継は早めの取り組みが重要 P4
- 3 計画的に事業承継に取り組まないと… P6
 - 【コラム】後継者不在で廃業？ P8

第2章：事業承継の取り組み

- 1 事業承継とは？ P10
- 2 事業承継と「会社の魅力」の磨き上げ P11
 - 【コラム】老舗の強み、生き残りのポイント P12
 - 【コラム】現経営者と後継者の事業についての対話 P13
- 3 事業承継の進め方 P14
- 4 各承継方法のメリット・デメリット P15
 - Ⅰ 親族内承継 P16
 - Ⅱ 親族外承継（従業員等） P20
 - Ⅲ 親族外承継（第三者） P22
- 5 事業承継計画の策定
 - ① 事業承継計画の策定にあたって P24
 - ② 事業承継計画の策定（T社の事例） P26
 - 【コラム】事業承継時の課題と支援施策 P31

第3章：事業承継に関する支援施策の紹介

- 1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 P32
 - ① 経営承継円滑化法の対象となる事業者は？ P33
 - ② 事業承継税制 P34
 - 【コラム】経営承継円滑化法の活用が、計画的な事業承継に係る取組みに繋がった事例 P35
 - ③ 相続税の納税猶予・免除制度（一般措置） P36
 - ④ 贈与税の納税猶予・免除制度（一般措置） P37
 - ⑤ 法人版事業承継税制（特例措置）の概要 P38
 - ⑥ 個人版事業承継税制の概要 P41
- 2 民法の特例 P42
- 3 金融支援 P43
- 4 事業承継に関する制度融資 P44
- 5 経営者保証についての新しい支援制度 P46
- 6 事業承継に係るその他の施策 P47
- 7 事業承継支援に関する相談先 P48

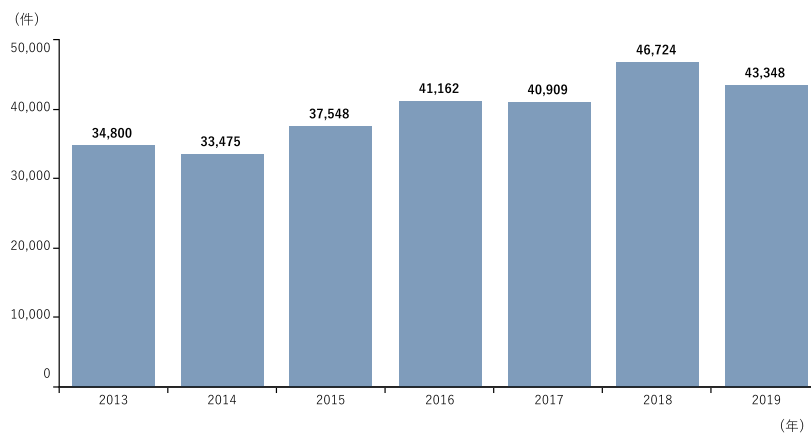
第1章

中小企業を取り巻く事業承継の現状と
計画的な事業承継の取り組みの必要性

1 事業承継の現状は？

中小企業白書（2020年版）によれば、中小企業の休廃業・解散件数は、近年約4万社を超える数で推移しています（図表1）。また、休廃業・解散企業の代表者の年齢は60歳以上が増加傾向にあります（図表2）。これらのことから日本経済を支える中小企業・小規模事業者の雇用や技術の喪失といった観点も含め、事業承継の問題がクローズアップされています。

図表1：休廃業・解散件数の推移

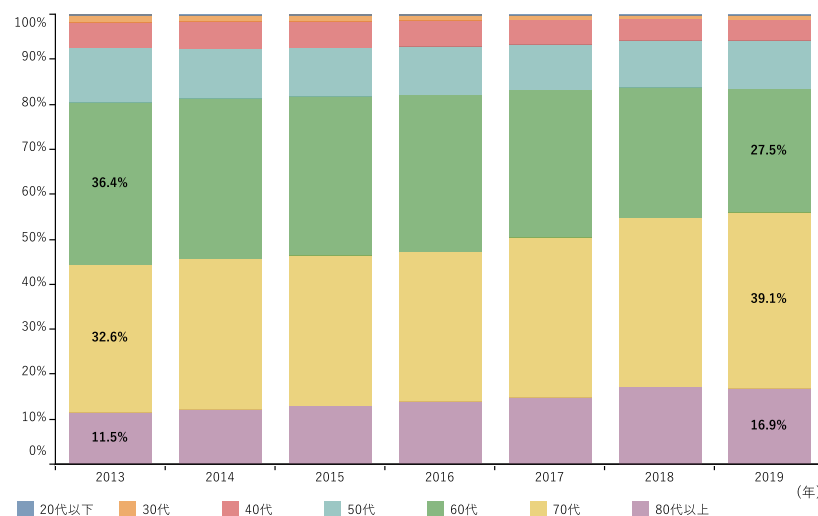


資料：(株)東京商工リサーチ「2019年「休廃業・解散企業」動向調査」

(注)1.休廃業とは、特段の手続きをとらず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。

2.解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的には、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。

図表2：休廃業・解散企業の代表者年齢の構成比

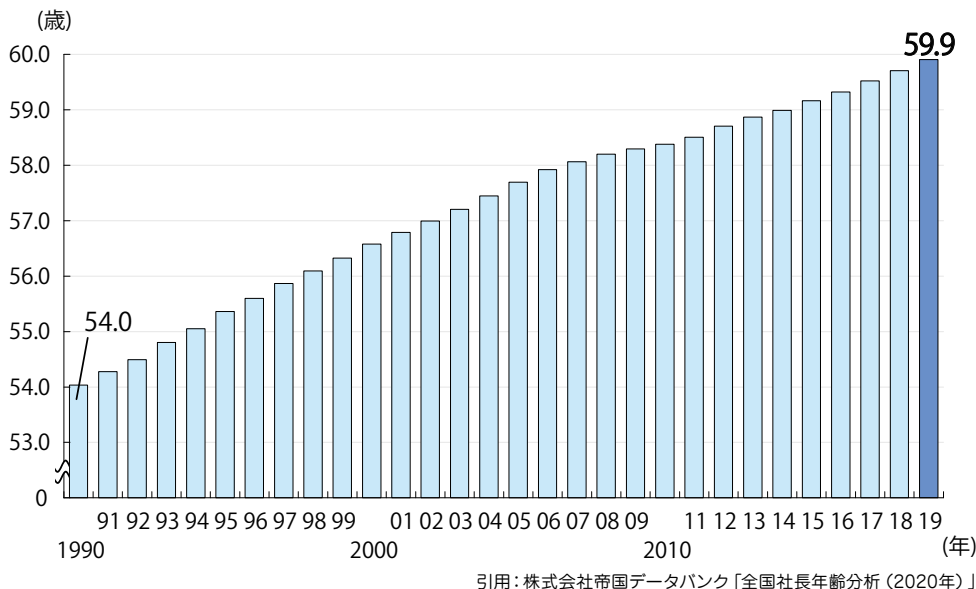


資料：(株)東京商工リサーチ「2019年「休廃業・解散企業」動向調査」

引用(図表1、2)：中小企業庁「中小企業白書(2020年版)」

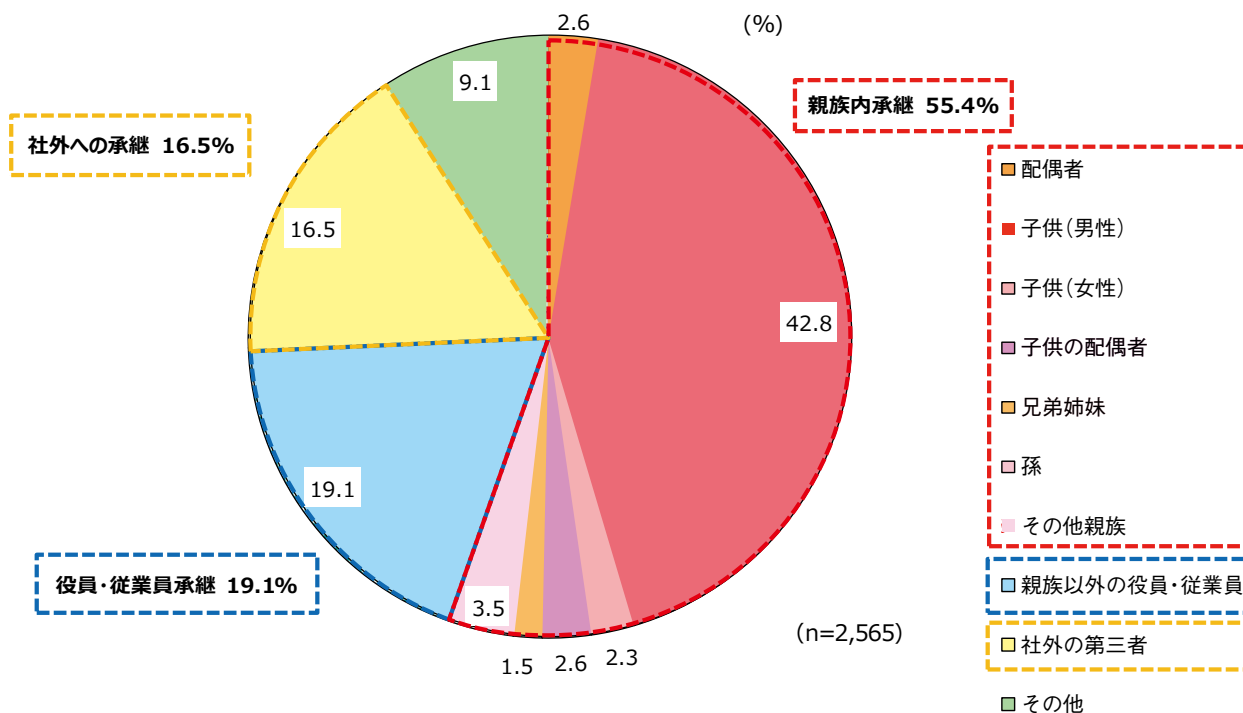
経営者の高齢化がより一層進展しています（図表3）。

図表3：社長の平均年齢



引退した経営者と事業を承継した後継者との関係も変化しています。かつては、親族内承継が全体の9割以上を占めていましたが、近年では親族外承継も3割を超え、事業承継の有力な選択肢となってきています。

図表4：事業承継した経営者と後継者の関係

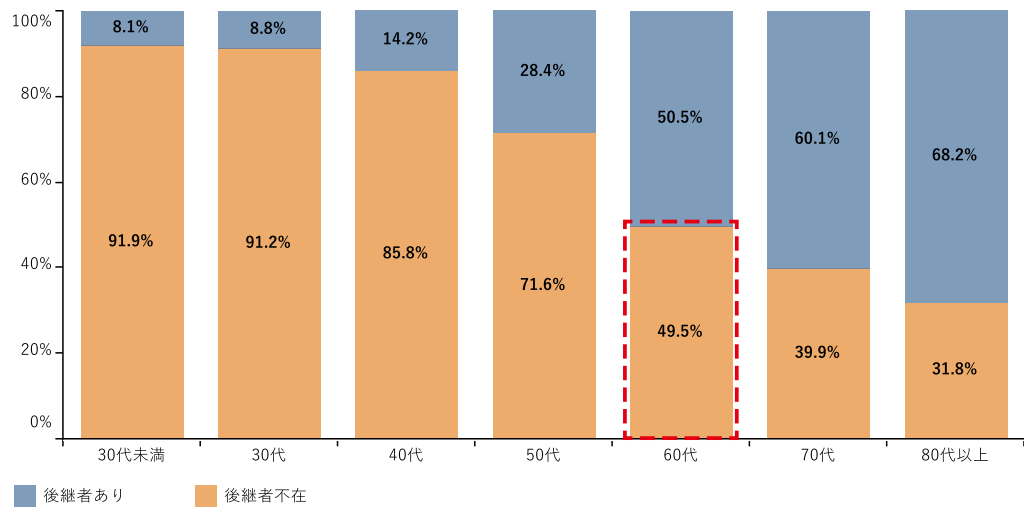


参考：みずほ情報総研株式会社「中小企業・小規模事業者の次世代への承継及び経営者の引退に関する調査（2018年12月）」
 (注) 引退後の事業継続について「事業の全部が継続している」、「事業の一部が継続している」と回答した者について集計している。
 出典：中小企業庁「中小企業白書（2019年版）」

2 事業承継は早めの取り組みが重要

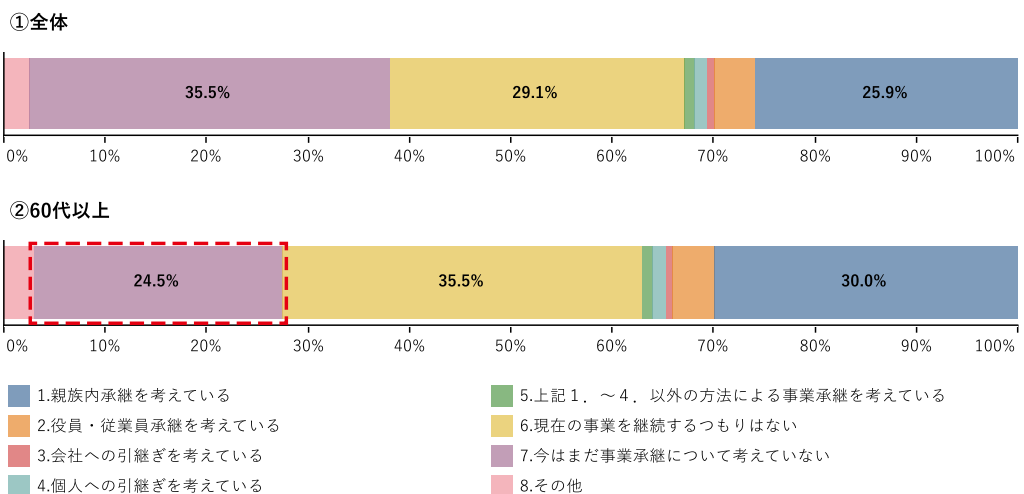
経営者が60代の企業のうち、約半数の企業が後継者不在となっています(図表5)。また、2割強の企業が事業承継については考えていないという状況です(図表6)。多くの企業において事業承継の準備が進んでいないのが現状です。

図表5：社長年齢別に見た、後継者決定状況



資料：(株)帝国データバンク「全国・後継者不在企業動向調査(2019年)」

図表6：事業承継の意向別の割合

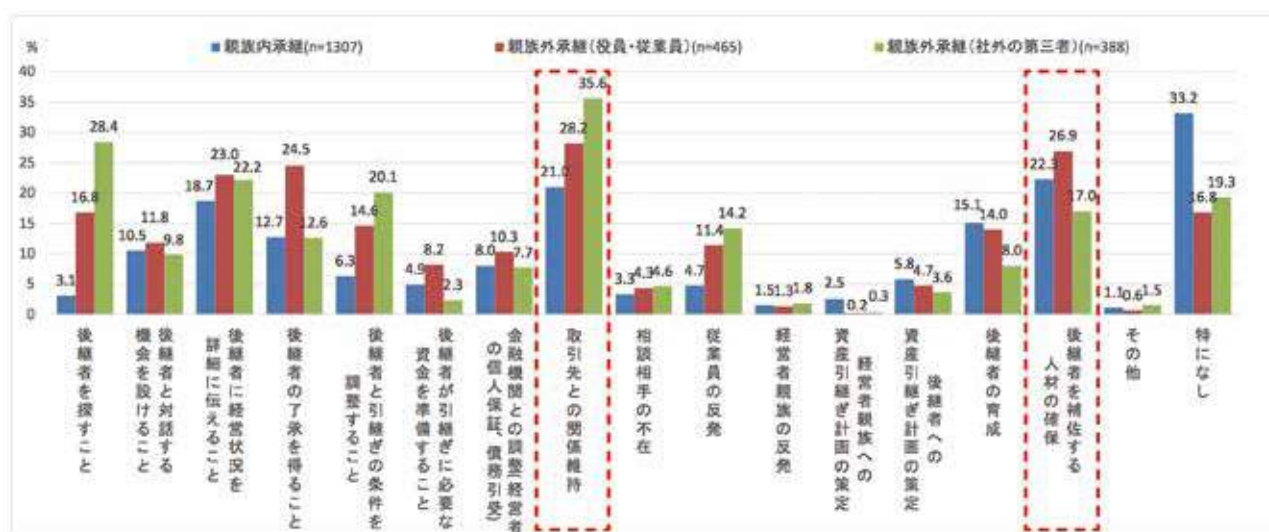


資料：中小企業庁「中小企業実態基本調査」

参考(図表5、6)：中小企業庁「中小企業白書(2020年版)」

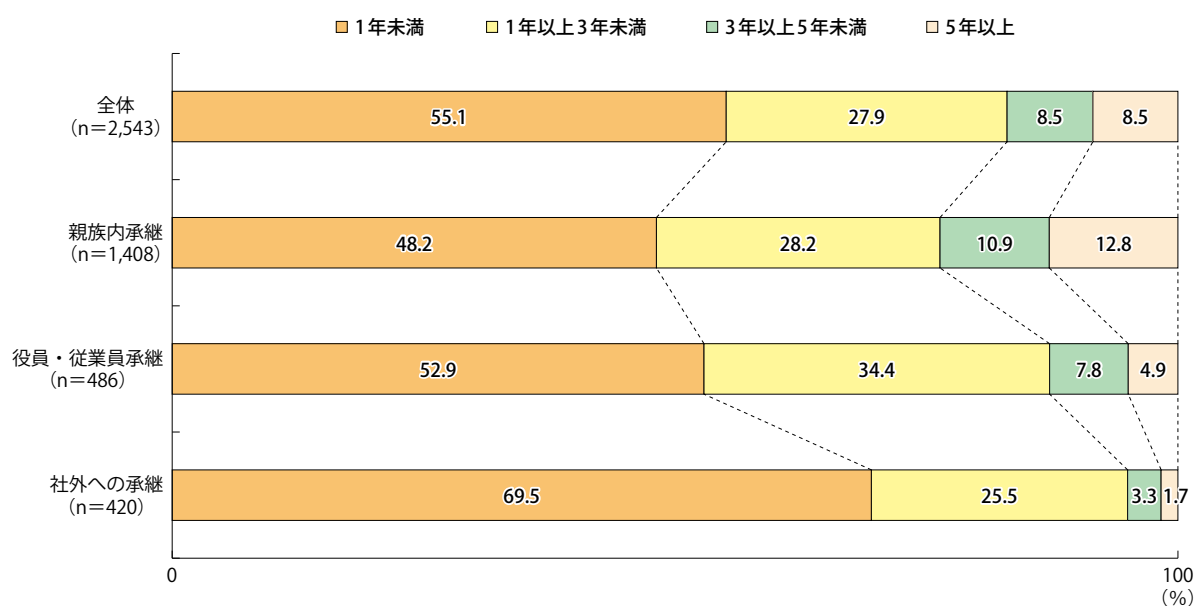
さらに、後継者を決定し、事業を引き継ぐ上で苦労した点として、親族内承継では、「取引先との関係維持」や「補佐する人材の確保」が多く(図表7)、承継前に後継者に引き継ぐための取組や教育が必要な事項が比較的高い割合になっています。また、親族内承継の場合、後継者を決定した後、実際に引き継ぐまで長い期間をかける傾向にあることが分かっています(図表8)。したがって、後継者が承継後、十分に「経営力」を発揮できるよう、できる限り早い段階から計画的に事業承継に取り組み、現経営者がバックアップできる体制を整えることが重要です。

図表7：後継者への事業引き継ぎで苦労した点



参考：みずほ情報総研株式会社 「平成30年度中小企業・小規模事業者の次世代への承継及び経営者の引退に関する調査に係る委託事業」(2019年3月22日)

図表8：事業形態別、後継者決定後、実際に引き継ぐまでの期間



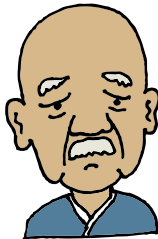
資料：みずほ情報総研(株)「中小企業・小規模事業者の次世代への承継及び経営者の引退に関する調査」(2018年12月)
 (注)1.引退後の事業継続について「事業の全部が継続している」、「事業の一部が継続している」と回答した者について集計している。
 2.「全体」には、後継者との関係について「その他」と回答した者も含まれる。

引用：中小企業庁「中小企業白書(2019年版)」

3 計画的に事業承継に取り組まないと…

計画的に事業承継に取り組まないと、様々な理由で経営が不安定になり、事業の継続に支障が出る場合があります。代表的なケースを紹介します。

【ケース1】高齢の会長が実権を握り、社長への経営委譲が進まないケース



A:
会社の創業者で、現在は会長職。85歳。
過半数の株式を有し、会長となった今でも経営の最終決定を行っている。



B:
Aの長男で、現在は社長職。60歳。社長就任後10年程度経過したが、株式保有比率は10%程度。経営権を委譲して欲しいと常々思っているが、なかなか言い出せずにいる。

- ある日、Bは意を決してメインバンクを訪れ、Aが保有する株式の計画的移転を促すための説明を依頼。ところが、逆にAは、Bとの経営方針対立等を理由に、会社売却の意向を示すという事態に陥ってしまった。

ポイント

- ・ 中小企業経営者が、長男を社長にしたにも関わらず、なかなか経営権を委譲しなかった事例。
- ・ 経営権の委譲は現経営者が行うべき。後継者から経営権の委譲について言い出すのは困難であり、言い出すことで、逆にトラブルが大きくなる場合もある。

【ケース2】事業承継の準備をしないまま経営者の判断能力が低下したケース



C:
食品製造・販売業の創業者。数年前から健康を害し、Dに代表権を委ねた。
株式の80%以上及び多くの不動産を保有。



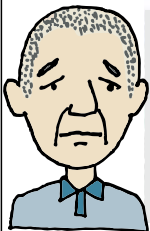
D:
Cの弟で、現在は代表取締役。15年程前に立ち上げた健康食品部門を、会社の中心事業に成長させた功労者。
銀行から多額の融資を受けて設備投資を行い、業績を拡大。

- 数年前からCは判断能力が低下。Dも体調を崩し事業の一線から退きたいと考えているが、親族内に適当な後継者候補はいない。
- 近年では会社の業績は悪化。一方、Dが融資を受ける際に連帯保証人となっていたCは、連帯保証債務が個人資産を上回る状態となっており、相続が発生すればCの相続人に多額の債務が残る恐れがある。事業承継どころか、事業の継続すら危ぶまれる状況に陥った。

ポイント

- ・ 創業者が、事業承継に関して何の取り組みも行わなかったため、事業の継続すら危ぶまれる事態に陥った事例。
- ・ 親族内に後継者候補がない場合、早めに親族外承継を検討する必要がある。

【ケース3】後継者に事業用資産の集中が出来なかったケース



E:
小売業、製造業等数社のオーナー。資産総額は十数億円（内訳は、現金の他、自社株式、事業用不動産、会社への貸付金等）。



F:
Eの長男。現在は代表取締役社長。



G:
Eの次男。以前、グループ会社の経営に従事していたが、バブル期に本業以外で多大な損失を発生させたために追放されている。

- Eが死亡して相続が発生。遺言書が作成されていなかったため遺産分割協議開始。
- Fは、Eの配偶者とともに事業用資産の全てを相続する案を作成して提示したが、Gはこれを拒否し、法定割合での相続を主張。結局、法定割合に基づき、事業用不動産の一部や会社への貸付金等をGに相続させざるを得なかった。
- 小売会社はGへ債務を返済したため資金繰りが逼迫。また、Gは事業用不動産を第三者へ売却する可能性を示しつつ、比較的高額での買取り要求等を行ったため、最近では他の事業にも悪影響が大きくなっている。

ポイント

- ・相続予定者の中に意思の疎通が図れない人物が存在していたにもかかわらず、十分な生前贈与や遺言の作成がなされなかったため、後継者に事業用資産の集中が出来なかった事例。
(例えば、遺言書を作成することで、次男Gの権利を法定相続分の半分の遺留分(19ページ参照)まで下げることが可能)

【ケース4】自社の魅力（製品に対する思い等）を後継者に承継できず、取引先との友好な関係を築けていないケース



H:
機械製造業のオーナー。創業時からの顧客や新規の顧客から自社の技術に高い評価を得ており、H自身も製品にこだわりがある。



I:
Hの長男。後継者として取締役に就任して久しい。

- Hは、長男Iを取締役に就任させることにより、仕事を通じて、Hが創業以来こだわり続けた製品の魅力を理解してもらえようと思っていた。
- しかし、Iの仕事ぶりを見てみると、Iには自社製品の魅力が伝わっていないようにHは感じている。また、取引先とのコミュニケーションもあまり積極的には行っていない。Hも高齢となり、長年自社と取引してもらっている顧客のために、今後も自社の製品を製造し続けていけるか、毎日焦りと不安の日々を送っている。

ポイント

- ・自社の魅力を後継者に伝えることができていないため、取引先と友好な関係を築けていない事例。
- ・現経営者から後継者に対して積極的に事業についての対話を行うようにし、自社の強みについて一緒に考える機会を増やす必要がある。

下記の表は、2011年に公表された「後継者不在による倒産企業」の一覧です。

倒産の一因はいずれも「後継者の不在」ですが、正確には「事業承継の準備不足」が原因と言えるでしょう。

事業承継の準備不足以前に、ライフサイクルの成熟期を過ぎてしまった企業については、ビジネスモデルを再構築できなかったというのが一番正しいかもしれませんが、早めに事業承継の準備をしておけば事業継続できた企業もあったかもしれません。

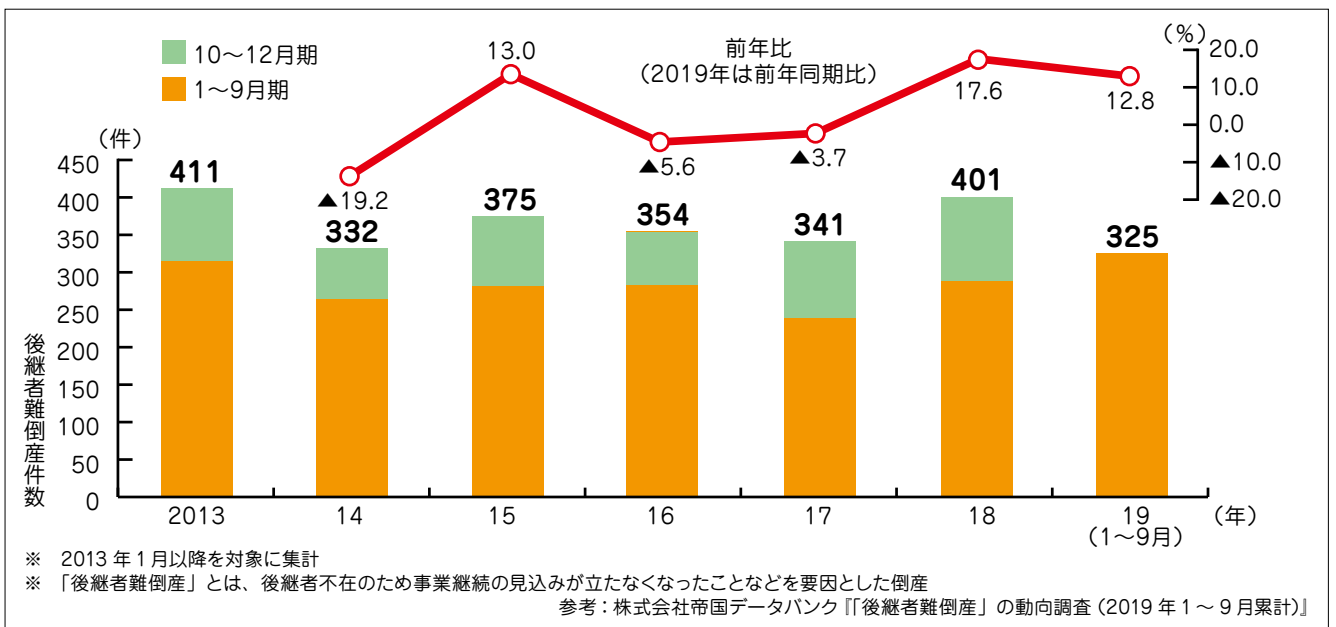
「早めの準備」に勝る取り組みはありませんので、事業承継についてお悩みの経営者の方は、お近くの相談窓口にご相談下さい。

参考:2011年の主な後継者不在による倒産企業

企業名	所在地	業種	倒産要因	態様	負債額 (億円)
佐藤タオル(株)	愛知県	タオル卸	代表が高齢で後継者が見つからないこともあり、先行きの見通し立たず	事業停止(11月)	8.0
日産(株)	大阪府	船舶用資材卸	運営や得意先との繋がりを代表に依存する体制であったが逝去。後継者も不在で事業継続が困難となる	破産(10月)	6.0
(株)福山ミン針製作所	広島県	ミシン針製造卸	創業社長が逝去、後継者難などもあって事業を停止	破産(8月)	5.0
(株)共和建鉄	群馬県	鉄骨工事	4期連続の赤字決算を余儀なくされ、業績低迷に歯止めがかからず、後継者もいなかった	特別清算(10月)	3.5
三和マシン(株)	大阪府	紙工機械販売	設備投資抑制や同業他社との競合激化から、収益面も低調に推移。創業者である前代表が逝去し、後継者難から事業継続を断念	破産(2月)	3.0
(有)藤屋旅館	長野県	温泉旅館経営	個人消費の低迷に加え、若年層を中心としたスキー人口の減少が続き、施設の老朽化や後継者難も重なり事業の継続を断念	破産(7月)	1.9
(株)伊藤電設工業	山形県	建築工事	資金繰りが悪化していたなか前社長が逝去、後継者が定まらず事業を存続させるだけの売上げを確保できなかった	事業停止(11月)	1.4
(株)ティ・アイ・エス	大分県	土木工事	公共工事が縮小するなか、採算も妙味の薄い業績を余儀なくされ、後継者不在のなか、業績回復のメド立たず	破産(10月)	1.3

出典：株式会社帝国データバンク「後継者不在企業の実態調査」

参考:後継者難倒産(2019年9月時点)

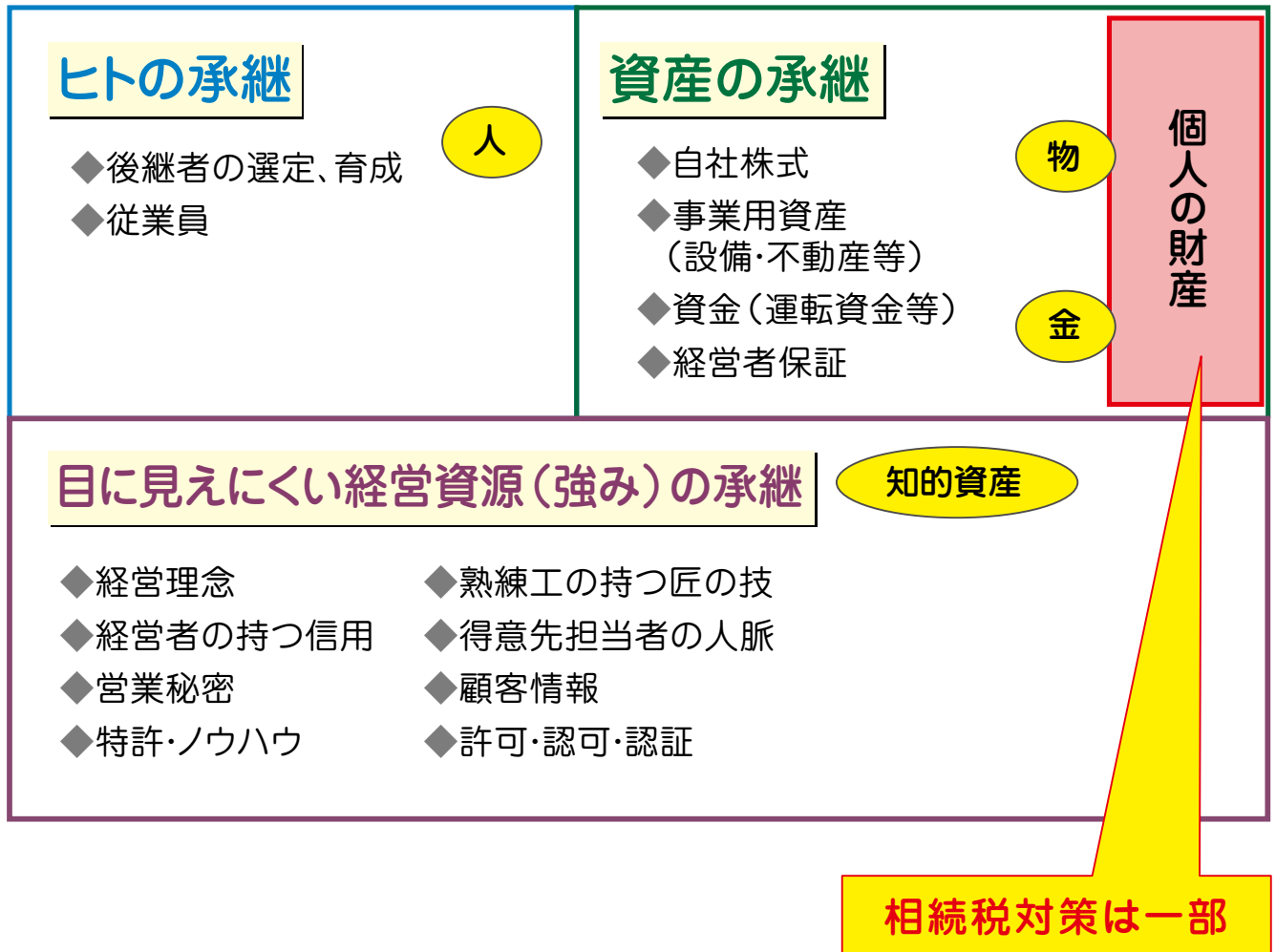


第2章

事業承継の取り組み

1 事業承継とは？

事業承継とは、“現経営者から後継者へ事業のバトンタッチ”を行うことで、企業がこれまで培ってきたさまざまな財産（人・物・金・知的資産）を上手に引き継ぎ、承継後の経営を安定させるために重要です。



事業承継＝相続税対策と見られがちですが、相続税対策は事業承継の取り組みの一部に過ぎません。

知的資産：企業における競争力の源泉である、人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランド等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワーク等、貸借対照表には表れてこない目に見えにくい経営資源の総称。
知的資産を把握し、伝えることで、融資を引き出したり、市場にアピールすることができる。

2 事業承継と「会社の魅力」の磨き上げ

アンケートでは、経営者が事業を引き継ぐ際に「取引先との関係の維持」「補佐する人材の育成」等、目に見えにくい経営資源の承継に苦労されています（5ページ図表7）。



会社の強みは目に見えにくいことが多く、後継者が「経営」を承継するには、会社の強みの源泉となる知的資産（経営理念、人材、技術、ブランド、ノウハウ、顧客とのネットワーク等）を十分に把握する必要があります。



知的資産の棚卸し ⇒ 自社の強み、弱みを知る

現経営者と後継者が対話による「知的資産の棚卸し」に共同で取り組む過程において、「経営の承継」がなされます。

⇒「会社の魅力」の磨き上げにも直結します。



後継者は、把握した知的資産の状況に基づき、強みを活かし弱みを補うための取り組み（新たな知的資産の創造・獲得）を行い、業績の向上に結びつけることができます（知的資産経営）。



現経営者と後継者がお互いの理解を深めるためには知的資産の「見える化」が重要であり、「事業価値を高める経営レポート（※）」の枠組みに沿って一緒に考え、自社の沿革や知的資産、将来に向けた事業のあり方をまとめる取り組みが効果的です。

※「事業価値を高める経営レポート」（中小機構）をご参照下さい。

中小機構 事業価値を高める経営レポート

検索

QRコード

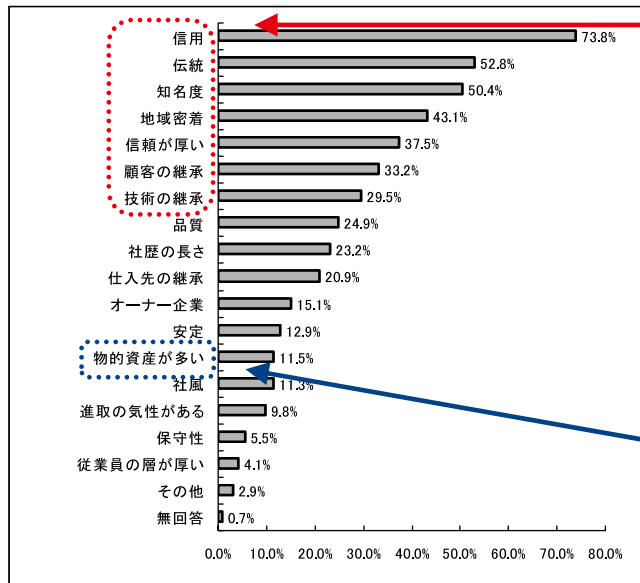


コラム 老舗の強み、生き残りのポイント

事業承継を経験してきた老舗企業に実施したアンケートからも、信用や信頼、伝統といった「目に見えにくい経営資源」が重視されていることがわかります。

老舗企業の強みは何だとお考えですか？

老舗の強み



- 1位 信用 (73.8%)
- 2位 伝統 (52.8%)
- 3位 知名度 (50.4%)
- 4位 地域密着 (43.1%)
- 5位 厚い信頼 (37.5%)
- 6位 顧客の継承 (33.2%)
- 7位 技術の継承 (29.5%)

貸借対照表上に計上される資産は…

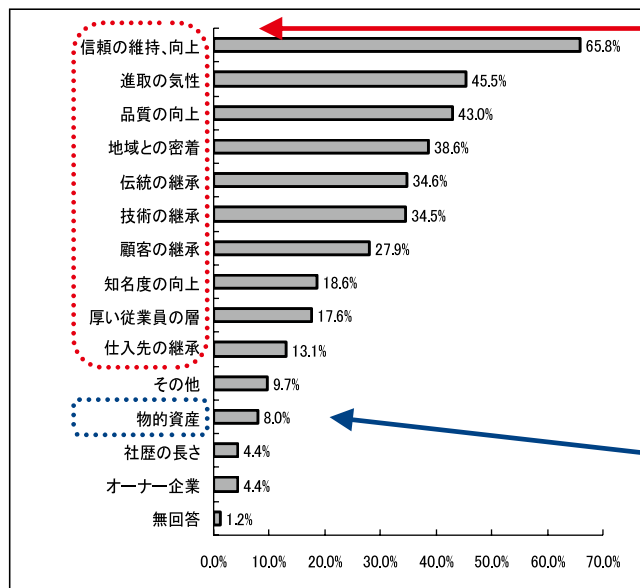
13位 物的資産(11.5%)

出典：長寿企業4000社アンケート
実施日:08/3/24~08/4/10
回答数:814社(回答率20.4%)
実施機関:帝国データバンク史料館

出典：株式会社帝国データバンク「百年続く企業の条件(2009.9朝日新聞出版)」

今後生き残っていく為には何が必要だとお考えですか？（複数回答可）

生き残りのポイント



- 1位 信頼の維持 (65.8%)
- 2位 進取の気性 (45.5%)
- 3位 品質の向上 (43.0%)
- 4位 地域密着 (38.6%)
- 5位 伝統の継承 (34.6%)
- 6位 技術の継承 (34.5%)
- 7位 顧客の継承 (27.9%)

貸借対照表上に計上される資産は…

12位 物的資産(8.0%)

出典：長寿企業4000社アンケート
実施日:08/3/24~08/4/10
回答数:814社(回答率20.4%)
実施機関:帝国データバンク史料館

出典：株式会社帝国データバンク「百年続く企業の条件(2009.9朝日新聞出版)」

コラム 現経営者と後継者の事業についての対話

知的資産の「見える化」は、自社の現状の再確認や、将来の見通しを整理する上で有効です。

会社の強みや弱み、外部環境について現経営者と後継者で共に考える過程を通じて、経営理念や仕事への“こだわり”を承継することにつながります。

中小機構ではツールの一つとして下記の様式をホームページで公開しています(※)。知的資産の「見える化」には現経営者と後継者の対話が重要です。何から話し始めればいいのか分からないといった場合はこのツールを使い、対話をしながら空欄を埋めてみることから始めるのもいいかもしれません。

また、様々な支援機関で事業承継計画策定のサポートを行っています。お近くの支援機関(48ページ参照)にご相談されてはいかがでしょうか。

(記入例)

作成にあたってのポイント

経営者と後継者で対話を重ねながら作成してください。対話を重ねることで、相互理解が深まります。

ポイント ①

知的資産の棚卸

目に見えにくい経営資源(知的資産:人材、技術、技能、顧客とのネットワーク等)の棚卸が大切です。

ポイント ②

会社の魅力の磨き上げ

他社に負けない強みを生かす事業展開、弱みを改善する業務改善など、これからの事業方針を含めて検討、共有することが大切です。

ポイント ③

時期の明確化

事業承継に必要な事項、時期を明確化することで、何をいつまでにどのようにすればよいかを共有することが大切です。

(事業承継計画の見える化の例)

前または現経営者氏名: 中小太郎 後継者氏名: 中高一郎

I 経営理念(企業ビジョン)

「物と心を大切に」、「迅速な再配達」をモットーとする
「質の良いサービス」の提供を通じ、
物流の力で世の中を良くする。

IV 事業承継における課題の整理

	課題	解決の担い手	優先度
会社	・従業員確保と人材育成 ・理念の承継	・経営者・後継者 ・従業員	・継続的実施
経営者	・株式譲渡移管計画策定 ・円満な相続対策	・税理士を交えて相談 ・家族も交えて相談	・継続的検討
後継者	・効率性改善のための具体策策定と推進 ・人脈、信用力の蓄積の承継受け入れ能力形成	・後継者・経営者	・継続的実施

II-1 企業概要

会社名	株式会社〇〇運輸
資本金	8 百万円
従業員	36 名
業種	運送業
事業内容	中距離運送
家族構成	社長、妻、息子2人

II-2 沿革

- ・1980年4月に現社長が「株式会社〇〇運輸」を創業
- ・1985年10月 国内4ヶ所に営業所を設立
- ・中距離運送開始

II-3 受賞歴

- ・一般貨物自動車運送業許可

V 円滑な事業承継への骨子

- ① 長期存続のための自社の強みの強化
・業務改善による利益改善を通して、黒字の定着を図る・自社の強みの洗い出しと強化
- ② 財産承継計画の策定
・株式および役員買付金の今後の配分、承継先、承継時期について、家族で合意する
- ③ 後継者への承継
・経営者は会長となり、実務移管の業務改善を後継者中心に行い、財産面の承継を進める

VI 承継カレンダー

	年商	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
		企業	280	290	290	300
経常利益	0.5	1.0	1.0	1.1	1.5	
その他						
現社長	年齢	70	71	72	73	74
	役職	社長	社長	会長	会長	会長
	持株割合	100%	70%	10%	10%	10%
後継者	年齢	35	36	37	38	39
	役職	専務	専務	社長	社長	社長
	持株割合	0%	30%	90%	90%	90%

単位: 歳・百万円・%

※「事業承継計画書(骨子)」の様式は、下記よりダウンロード可能です。

(記入例とは若干デザインが異なります)

右のQRコードを読み取っていただき、「事業承継計画書(骨子)記入様式」のPDFをダウンロードしてお使いください。

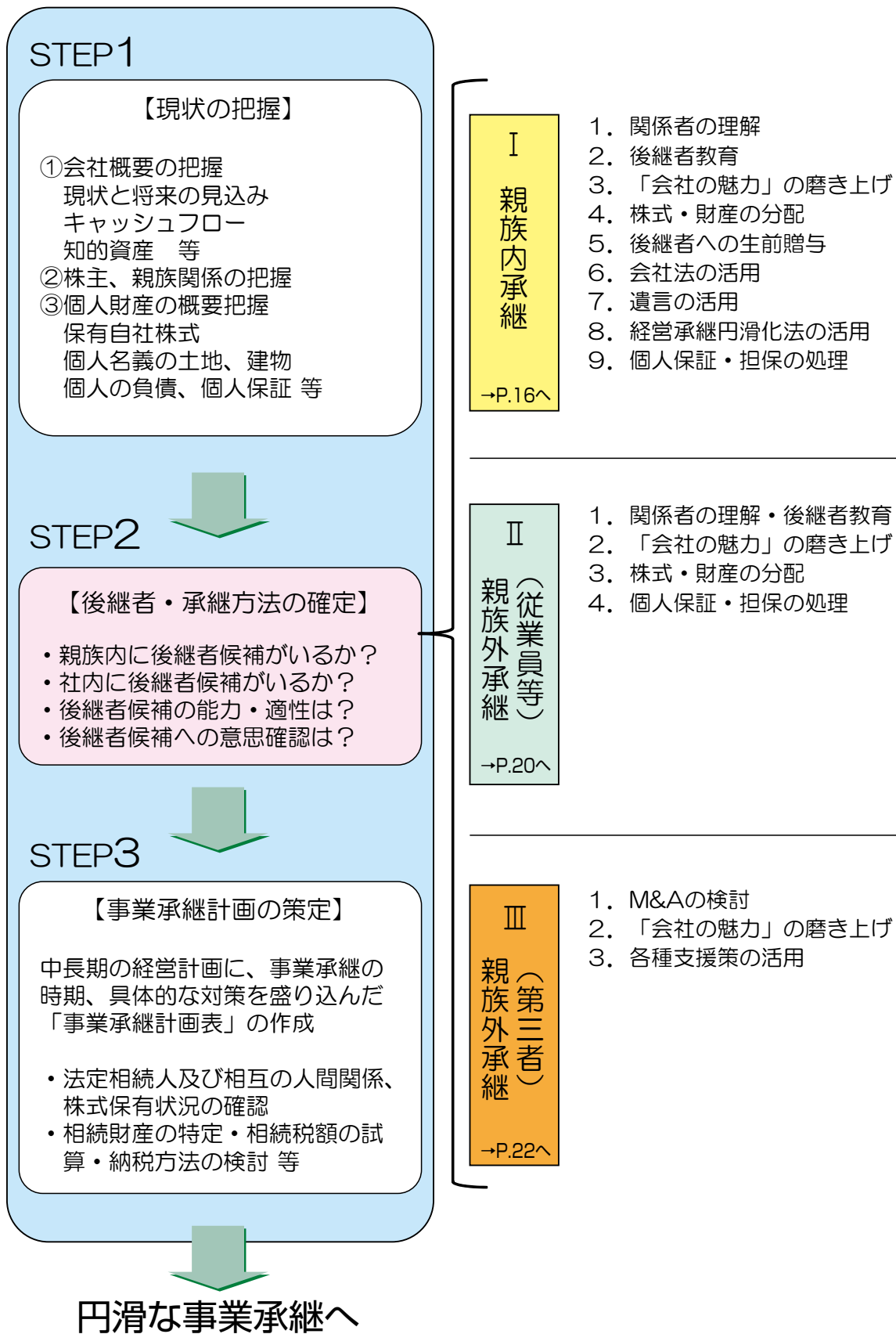


QRコード

中小機構 事業承継対策

検索

3 事業承継の進め方



4 各承継方法のメリット・デメリット

「誰に会社（経営）を承継させるか（後継者の確定）」によって、様々なメリット・デメリットがあります。後継者選びにあたっては、関係者と意思疎通を図ることや、各承継方法のメリット・デメリットを把握することが重要です。

<p>I 親族内承継</p>	<p>〈メリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一般的に社内外の関係者から心情的に受け入れられやすい。 • 一般的に後継者を早期に決定し、長期の準備期間を確保できる。 • 他の方法と比べて、所有と経営の分離を回避できる可能性が高い。 	<p>〈デメリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 親族内に、経営能力と意欲がある者がいるとは限らない。 • 相続人が複数いる場合、後継者の決定・経営権の集中が困難。 	<p>〈留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 後継者が学校卒業後に他社に就職し、一定のポジションに就いている等の場合を含め、家業であっても、早めにアナウンスをして本人の了解を明示的にとりつける取り組みが必要です。
--------------------	--	---	--

<p>II 親族外承継 (従業員等)</p>	<p>〈メリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 親族内に後継者として適任者がいない場合でも、候補者を確保しやすい。 • 業務に精通しているため、他の従業員などの理解を得やすい。 	<p>〈デメリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 親族内承継と比べて、関係者から心情的に受け入れられにくい場合がある。 • 後継者候補に株式取得等の資金力がない場合が多い。 • 個人債務保証の引き継ぎが難しい。 	<p>〈留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 従業員は経営リスクをとる覚悟で入社、就業してきておらず、白羽の矢を立てた幹部等従業員が、経営者となる覚悟を得るためには、早めのアナウンスと本人の了解を明示的にとりつける取り組みが必要です。
--------------------------------	---	---	---

<p>III 親族外承継 (第三者)</p>	<p>〈メリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 身近に後継者として適任者がいない場合でも、広く候補者を外部に求めることができる。 • 現オーナー経営者が会社売却の利益を獲得できる。 	<p>〈デメリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 希望の条件（従業員の雇用、売却価格等）を満たす買い手を見つけるのが困難。 	<p>〈留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 会社内に後継者がいない場合、検討することを先延ばしにしてしまいがちですが、早めに近くの事業引継ぎ支援センター等の支援機関に相談しましょう。
--------------------------------	---	---	--

.....
親族外承継（第三者）には、会社への引継ぎ（M&A）と個人への引継ぎがあります。詳細な説明は、「事業引継ぎハンドブック」（中小企業庁）をご参照下さい。

中小企業庁 事業引継ぎハンドブック

検索

QRコード

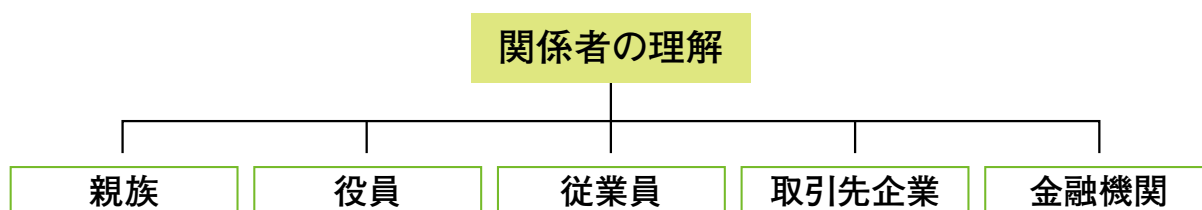


I 親族内承継

親族内承継は現経営者の子息・子女が後継者となるケースの他、甥や娘婿、配偶者が後継者となるケースなどもあります。

1 関係者の理解

- ◆後継者候補が複数いる場合は、意思疎通を図り、なるべく早期に後継者を決定しましょう。後継者候補へのアナウンスと本人の明示的な了解を確認することが大切です。
- ◆社内や取引先・金融機関に対して、事業承継計画を公表するなどの事前説明を行っておくことが重要です。
- ◆後継者の会社経営を支える将来の役員や幹部の構成を視野に入れて、役員・従業員の世代交代を準備します。



2 後継者教育

経営に必要な能力・知識を習得するために、社内・社外での教育を実施します。例えば、以下のようなものです。

①社内での教育

- ◆現経営者と後継者との事業についての対話 (17ページ③参照)
- ◆自社の各部門のローテーション
- ◆責任ある地位に就けて権限を委譲

②社外での教育

- ◆他社勤務や子会社経営を通じて、幅広い人脈の形成や経営手法を習得
- ◆中小企業大学校で実施している経営後継者研修や中小企業支援団体が実施するセミナーへの参加

3 「会社の魅力」の磨き上げ^(11ページ参照)

会社の強み・弱みを**現経営者と後継者が一緒に考えること**が大切です。

- ◆現経営者は、自社株式・事業用資産といった目に見える資産だけでなく、経営理念、ノウハウ、顧客とのネットワークといった目に見えにくい経営資源（知的資産）を後継者に伝えることが重要です。
- ◆会社の実態を把握するために、現経営者と後継者が一緒に「事業価値を高める経営レポート」（11ページ下段参照）の枠組みに沿って考え、自社の沿革や知的資産、将来に向けた事業のあり方をまとめる取り組みが会社の磨き上げにつながります。

4 株式・財産の分配

株式・財産の分配においては、①後継者への自社株式、事業用資産の集中、②後継者以外の相続人への配慮、という2つの観点からの検討が必要です。

①後継者への自社株式、事業用資産の集中

- ◆後継者が安定的に経営をしていくためには、後継者に自社株式や事業用資産を集中的に承継させることが必要です（株主総会で重要事項を決議するために必要な2/3以上の議決権の確保が目安）。
- ◆自社株式や事業用資産は経営者の相続財産に占める割合が高く、後継者に集中的に承継させると、後継者や会社は、自社株式や事業用資産の買い取りや相続税の納付のため、多額の資金が必要になるケースがあります。専門家と相談して対策を検討しましょう。

②後継者以外の相続人への配慮

- ◆生前贈与や遺言を用いる場合でも、後継者以外の相続人の遺留分による制限があります。

遺留分：兄弟姉妹以外の相続人に対して最低限度の資産承継の権利を保障するための制度。例として相続人が妻及び子供二人の場合、妻が1/4、子供がそれぞれ1/8の割合に相当する額の遺留分を有し、その額を侵害するような贈与や遺贈を受けたときは、遺留分侵害額に相当する金銭を請求される場合がある。

5 後継者への生前贈与

自社株式等の生前贈与は、権利の移転が現経営者の生前に実現するので、後継者の地位が安定する点で有効ですが、以下の点で注意が必要です。

①遺留分等民法上の問題

◆生前贈与で分け与えた財産については、相続発生の際、後継者以外の相続人の遺留分による制約を受けるため、財産配分方針を決定した上で計画的に行うことが必要です。

◆令和元年7月1日より、遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求ができるようになります。また、請求を受けた者が金銭を直ちに準備することができない場合、裁判所に支払期限の猶予を求めることができます。

※自社株式等の生前贈与をするときは、経営承継円滑化法「民法の特例」の活用も検討しましょう。

②贈与税の課税制度の検討

◆贈与税には以下の課税制度がありますが、どの制度を採用するにせよ、現経営者の生前に計画的に事業承継に取り組むことが、円滑な事業承継のために重要です。

暦年課税制度：暦年毎にその年中に贈与された価額の合計に対して贈与税を課税。110万円の基礎控除があるが、税率は10%～55%の累進税率。

相続時精算課税制度：60歳以上の親(又は祖父母)から20歳(令和4年4月1日以降の贈与は18歳)以上の子(又は孫)への贈与について、選択制により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する制度。2,500万円の特別控除があり、それを超えた額については一律20%の税率を適用。

※上記の他、経営承継円滑化法の「非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度」の活用を検討することも有益です。

6 会社法の活用

◆現時点で既に自社株式が分散している場合には、可能な限り買取り等を実施して、後継者に自社株式を集約します。株式を分散させないためには、定款に譲渡制限規定を設けることが有効です。

譲渡制限規定：株式の譲渡について、会社の承認を必要とする規定。

◆自社株式の集中や分散防止対策として、議決権制限株式、拒否権付種類株式(黄金株)、相続人に対する売渡請求等の活用も有効です。

議決権制限株式：株主総会での議決権が制限されている株式。後継者には議決権のある株式を、後継者以外の相続人には議決権制限株式を与えることで、後継者に経営権を集中することが可能となる。

拒否権付種類株式(黄金株)：特定の決議事項について拒否権を有する株式。先代経営者が黄金株を保持することで、後継者が独断専行経営を行うといった事態を防ぐことが可能となる。

相続人に対する売渡請求：相続によって株式を取得した者に対して、会社が株式の売渡請求を行い、強制的に買い取ることができる制度。

7 遺言の活用

◆遺言書を作成することで、後継者に自社株式、事業用資産を集中することが可能です。ただし、遺言はいつでも撤回できるため、生前贈与と比べて後継者の地位が不安定となり、遺留分の問題や遺言書の有効性をめぐるトラブルが起こることもあります。また、遺言書は相続発生後に開示されるため、当事者の思惑と異なり相続後の事業運営に支障をきたすこともあることから、計画的承継手法の推進を図ること等の取り組みが大切です。

◆各種遺言の中で、公正証書遺言が自筆証書遺言に比べて有効です。

自筆証書遺言：軽易な方式の遺言であり、自書能力さえ備わっていれば他人の力を借りることなく、いつでも自らの意思に従って作成することができ、手軽かつ自由度の高い制度。平成31年1月13日より、財産目録については自書しなくてもよくなり、また、令和2年7月10日より法務局における保管制度も創設され、自筆証書遺言が更に利用しやすくなる。

公正証書遺言：法律専門家である公証人の関与の下で、2人以上の証人が立会うなど厳格な方式に従って作成され、公証人がその原本を厳重に保管するという信頼性の高い制度。また、遺言者は、遺言の内容について公証人の助言を受けながら最善の遺言を作成することができ、遺言能力の確認なども行われる。

8 経営承継円滑化法等の活用 (32~47ページ参照)

◆現経営者の生前に計画的に事業承継に取り組むにあたって、非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度、遺留分に関する民法特例、金融支援といった中小企業経営承継円滑化法の活用を検討することも有益です。

9 個人保証・担保の処理

◆現経営者の個人保証について、後継者も連帯保証人に加わることを求められる場合があります。

◆現経営者は、事業承継に向けて債務の圧縮に努めるとともに、「経営者保証に関するガイドライン」にもとづいた金融機関との交渉や、後継者の負担に見合った報酬の設定等の配慮が必要です。

◆事業承継時の経営者保証解除に向けた新しい支援体制が令和2年4月より実施されています。(46ページ参照)

※ご相談は各都道府県の事業承継ネットワーク事務局へ

Ⅱ 親族外承継（従業員等）

親族外承継（共同創業者、番頭格の役員、工場長等の従業員、優秀な若手従業員等）では、一般的に後継者の株式買取資金や、個人保証の引き継ぎ等が承継の障害となります。

将来の経営者の子息等への中継ぎとして、一時的に親族外承継が行われることもあります。

1 関係者の理解・後継者教育

- ◆基本的には親族内承継の場合と同様ですが、関係者の理解を得るまでにより多くの時間がかかることもあるため注意が必要です。
- ◆親族内承継以上に、従業員は経営者となることを意識して入社・就業していないことから、早めにアナウンスを行い、本人の明示的な了解を確認することが大切です。
- ◆現経営者の親族の意向や後継者候補の経営方針は、十分に確認しておくことが重要です。

【関係者の理解を深めるためのポイント】

- ・事業の継続性を保つため、事前に経営理念や経営計画を明確にし、社内に公表します。
- ・後継者候補が事前に一定期間役員等として勤務します（内部昇格）。
- ・事業承継後も、現経営者が一定期間後継者をサポートすることが有効な場合もあります。

2 「会社の魅力」の磨き上げ（11ページ参照）

基本的には親族内承継と同様です。ただし、親族外に承継する際には、後継者の不安を和らげるため、会社の実態をより丁寧に伝える努力が必要です。

3 株式・財産の分配

一般的には、経営者の親族でない経営陣や従業員には株式を買い取るほどの資金がないケースが多いですが、以下のような手法がありますので専門家と相談しながら検討しましょう。

①会社法の活用

- ◆議決権のある普通株式を後継者に取得させて経営権を集中しつつ、配当を優先させた議決権制限株式を後継者以外の親族に相続させてバランスをとることも考えられます。

②事業承継のための資金調達

- ◆株式買取資金については、経営陣の能力や事業の将来性を担保として、金融機関の融資や投資会社の出資等を受けられる場合もあります。
- ◆MBO(Management Buy-Out: マネジメント・バイ・アウト)は、会社の経営陣(マネジメント)が株式を取得して経営権を取得する手法です。株式は、経営陣が個人として取得する方法があるほか、株式を取得するための受け皿会社(SPC: 特別目的会社)を設立し、受け皿会社が取得する方法もあります。

③経営承継円滑化法等の活用 (32~47ページ参照)

- ◆親族以外の後継者でも「非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」が適用できます(平成27年1月1日以後の贈与又は遺贈に適用)。
- ◆また、対象が親族内承継に限定されていた民法特例制度も、親族外承継の際に適用できるようになりました(平成28年4月1日以後の贈与に適用)。
- ◆都道府県知事の認定を前提に、株式会社日本政策金融公庫による後継者個人への融資が活用できる場合もあります。

4 個人保証・担保の処理

- ◆現経営者の個人保証について、後継者も連帯保証人に加わることを求められる場合があります。
- ◆現経営者は、事業承継に向けて債務の圧縮に努めるとともに、「経営者保証に関するガイドライン」にもとづいた金融機関との交渉や、後継者の負担に見合った報酬の設定等の配慮が必要です。
- ◆事業承継時の経営者保証解除に向けた新しい支援体制が令和2年4月より実施されています。(46ページ参照)

.....
※ご相談は各都道府県の事業承継ネットワーク事務局へ

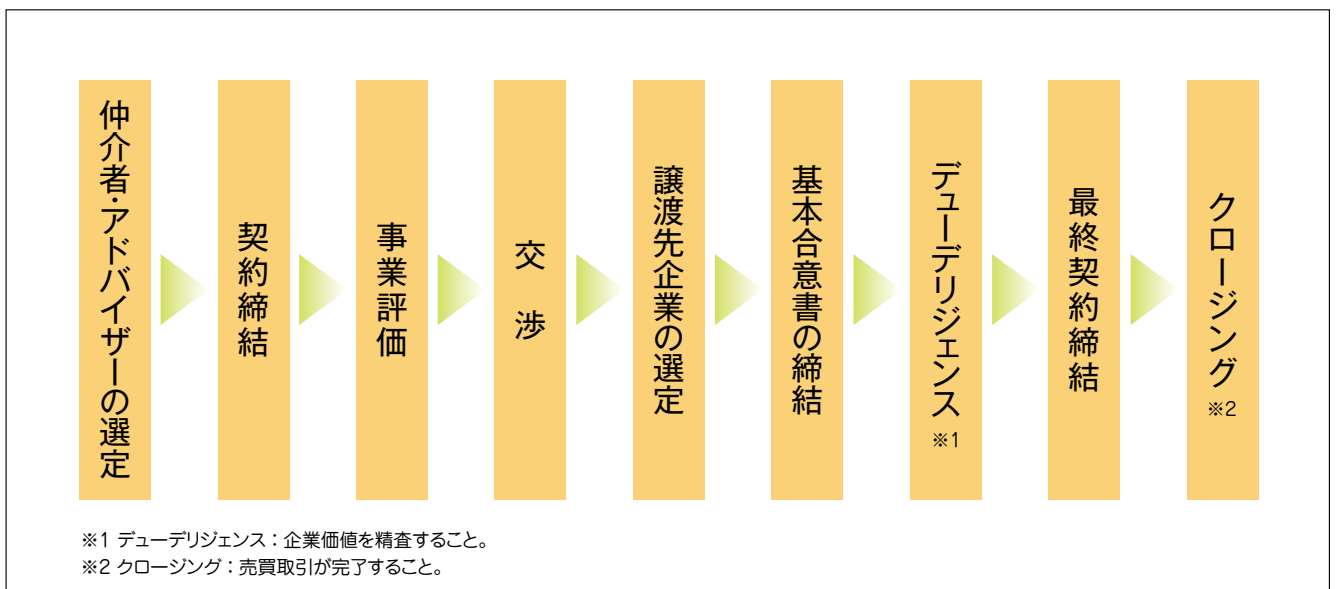
Ⅲ 親族外承継（第三者）

親族や従業員など、身近なところに後継者候補がない場合などに検討されるもので、マッチングにより外部人材や事業譲渡先企業を選定（M&A）するものです。

M&A：合併(Merger)と買収(Acquisition)を意味する言葉で、会社全部を譲渡する場合や一部を譲渡する場合など、さまざまな形態がある。近年、中小企業におけるM&Aの件数が増加している。

1 M&Aの検討

- ◆M&Aを進めるにあたっては、社内・社外に対する秘密保持が最重要です。一方、買い手企業に対しては、自社に都合の悪いことでも、「隠し事をしない」ことが大切です。
- ◆M&Aは、交渉次第で譲渡価格が大きく異なります。事業引継ぎ支援センターや専門の仲介業者に相談してみることも有効です。



2 「会社の魅力」の磨き上げ

- ◆「売れる」会社になるためには、「会社の魅力」の磨き上げが重要です。
- ◆現時点で会社を売却した場合の価格の目安を試算し、企業価値を向上するための指標とすることが有効となります。

【「会社の魅力」の磨き上げのポイント】

- ・会社の「知的資産」(強み)の認識、見える化とその活用
- ・業績の改善、無駄な経費支出の削減
- ・貸借対照表のスリム化、オーナーと企業との線引きの明確化

3 各種支援策の活用 (43~45、47ページ参照)

- ◆全国47都道府県に設置されている事業引継ぎ支援センターでは、事業の引継ぎ先企業との引き合わせ(マッチング)、契約締結に向けた支援を行っています。
- ◆株式会社日本政策金融公庫では、後継者不在等の企業をM&A等により取得するための資金について融資を行う制度があります(43~45ページ参照)。

.....
親族外承継(第三者)には、会社への引継ぎ(M&A)と個人への引継ぎがあります。
詳細な説明は、「事業引継ぎハンドブック」(中小企業庁)をご参照下さい。

中小企業庁 事業引継ぎハンドブック

検索

QRコード



5 事業承継計画の策定

① 事業承継計画の策定にあたって

現状の把握や将来の見通しを明確にすることは、円滑な事業承継において有効です。

【現状の把握】

① 会社の経営資源の状況はどうなっていますか？

従業員数、年齢層、資産、負債、キャッシュフローの現状や今後の見込みなど。

② 会社の経営リスクの状況はどうなっていますか？

事業の外部環境や、会社の競争力の現状や将来性など。

③ 経営者自身の事業用資産等はどうなっていますか？

自社株式の保有状況、個人名義の土地・建物、負債、個人保証の状況など。

④ 後継者候補はいますか？

後継者候補は、親族内ですか？それとも従業員や外部からの招聘ですか？現時点で未定の場合、後継者についてどう考えていますか？

後継者候補の能力や適性、年齢や経歴、事業への興味、会社経営に対する意欲はどうですか？

経営に対する価値観や信条等を明確にするため、後継者候補に経営者の経営理念や経営方針を伝えていますか？

⑤ 相続が発生する際に予想される問題点がありますか？

法定相続人及び相互の人間関係・株式保有状況等の確認は行っていますか？

相続財産の特定や、相続税額の試算、納税方法（相続税・贈与税の納税猶予制度）の検討などは行っていますか？

【将来の見通し】

⑥中長期的な経営計画を作成しましょう。

- ☑会社の現状を詳細に分析した上で、中長期的な方向性（経営ビジョン）の決定、売上高、利益等の数値目標を設定し、これらの達成に向けた具体的な行動予定や作業項目を明らかにすることが重要です。

⑦事業承継の具体的な時期を検討しましょう。

- ☑事業承継対策には、一定の期間が必要です。具体的な取り組み時期を検討して、早めに取りかかりましょう。

⑧さまざまな支援策があります。会社の課題に応じて活用を検討しましょう。

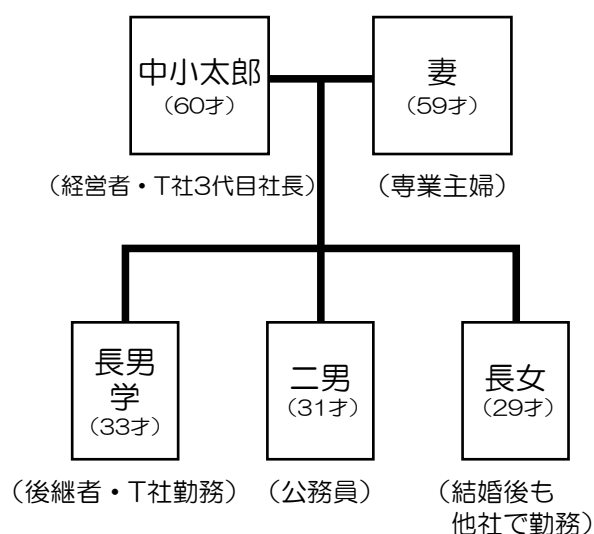
- ☑経営承継円滑化法による相続税や贈与税の納税猶予制度、民法特例や金融支援策の活用。
- ☑事業用財産の後継者への集中を図るため、遺言の活用を検討。
- ☑株式を分散させないために、定款に「譲渡制限」ならびに「相続人に対する売渡請求」規定を設けることなど。
- ☑経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の活用

※支援策を検討するにあたっては、地域の支援機関に相談することをおすすめします。

② 事業承継計画の策定（T社の事例）

次のT社の事例（親族内承継）を通じて事業承継計画表作成の流れを見ていきましょう。

中小太郎の家族関係



会社の経営資源

業種	製造業	薬品・健康食品
資本金	25百万円	500円/株
売上高	1,000百万円	×50,000株
経常利益	50百万円	
従業員数	40人	太郎、学のほか太郎の弟とD氏
役員	4人	

- 太郎の祖父の代に創業し、現在創業80年。
- 長男学は大手製薬会社勤務後3年前に当社に就職。
- 本社工場と東京営業所あり。
- 学のアイデアによる健康食品の新商品を開発中で、ヒットすれば会社の業績は飛躍的に伸びる可能性あり。

財産の状況（太郎名義）

• T社株式	175百万円
(70%保有・35,000株@5,000円)	
• 不動産（自宅）	75百万円
(相続税評価額)	
• 預貯金	50百万円
合計	300百万円

株主の状況

• 太郎	70%	• 太郎の弟	10%
• 太郎の伯母A氏	5%	• 太郎の叔父B氏	5%
• 元役員C氏	5%	• 役員D氏	5%

祖父の代の相続で太郎の伯母、叔父に分散しており、元役員C氏も含め高齢である。

【事業承継の基本方針】

- ◆ 中小太郎から、長男学への親族内承継。
- ◆ 5年目に社長交代予定。代表権を学に譲り、太郎は会長へ就任。太郎に退職金を支給。太郎は10年目に引退。

ヒトの承継

① 関係者の理解

- ・ 家族会議で学を後継者とすることを決定
- ・ 1年目に社内の役員、従業員に事業承継計画を公表
- ・ 5年目に学を後継者とするを金融機関・取引先企業に公表
- ・ 学を取締役（1年目）、専務（3年目）、社長（5年目）とし、段階的に権限を委譲

② 後継者教育

- ・ 社内では工場→営業部門→本社管理部門と各部門をローテーション
- ・ 外部の後継者研修も受講
- ・ 太郎は学とコミュニケーションをとる中で、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを一緒に考え伝えていく

資産の承継

③ 株式・財産の分配

- ・ 既に分散している株式を会社が買い取る（金庫株）
- ・ 相続が発生した時に備えて、相続人に対する売渡請求制度を導入する
- ・ 毎年暦年課税制度による贈与で太郎から学へ株式を贈与し、5年目に相続時精算課税制度による贈与で相当数の株式を贈与する
- ・ 遺留分対策として、「経営承継円滑化法」の民法特例の活用を検討
- ・ 遺留分に配慮した遺言書の作成
(妻へは自宅不動産と現預金、学へは自社株式、二男・長女へは現預金を遺留分に配慮し配分)

事業承継計画表（親族内承継）

STEP1 会社の事業計画と定款・株式などの整備

項目		現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
事業計画	売上高	10億円	→					13億円	→					15億円
	経常利益	5千万円	→					7千万円	→					9千万円
会社	定款・株式・その他		「相続人に対する売渡請求制度」の導入	太郎の弟から自社株式取得（金庫株）	元役員C氏から自社株式取得（金庫株）		太郎に退職金支給							
			まず、会社の中長期の事業計画を作成します。											
現経営者（太郎）	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳		
	役職													
	関係者の理解													
	後継者教育	太郎や学以外の株主に相続が発生した時に備えて、株式を会社が売渡請求をできるように定款に定めます。												
	株式・財産の分配	<ul style="list-style-type: none"> 分散している株式を会社が買い取り、金庫株として保有します。 株式取得に必要な資金を調達します。 良好な関係先から順次実行します。 												
	持株（％）※													
後継者（学）	年齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳		
	役職													
	後継者教育	社内												
		社外												
持株（％）※														
補足														

※ 現経営者および後継者の持株割合は、議決権割合ではなく、発行済株式総数に対する保有株式数の割合を示しています。

事業承継計画表（親族内承継）

STEP2 現経営者と後継者の計画

項目		現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
事業計画	売上高												
	経常利益												
会社	定款・株式・その他												
	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳		65歳	66歳	67歳		69歳	70歳	
現経営者（太郎）	役職	社長	→				会長	→		相談役	→		引退
	関係者の理解	家族会議	社内へ計画発表		取引先・金融機関に公表								
後継者（学）	後継者教育	後継者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継する※1											
	株式・財産の分配						公正証書遺言の作成	事業承継税制（特例措置）を活用する場合には、令和5年3月31日までに「特例承継計画」を都道府県に提出することを検討しましょう（38、39ページ参照）。					
持株（%）※2	持株（%）※2	70%	67%	64%	61%	58%	10%	10%					
		毎年贈与（暦年課税制度）					相続時精算課税制度						
後継者（学）	年齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	
	役職		取締役	→		専務	→		社長	→			
後継者教育	社内	工場	営業部門		本社管理部門								
	社外	継続的に対外研修受講	経営革新塾		→								
持株（%）※2	持株（%）※2	0%	3%	6%	9%	12%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	
		毎年贈与（暦年課税制度）					相続時精算課税制度						
補足	<ul style="list-style-type: none"> 5年目の相続時精算課税制度による贈与時に「経営承継円滑化法」の活用を検討 遺留分に配慮した遺言書の作成（妻へは自宅不動産と現預金、学へは自社株式、二男・長女へは現預金をそれぞれ配分） 注意：計画の実行に当たっては専門家と十分協議した上で行ってください。												

※1 詳しくは、11ページをご参照ください。

※2 現経営者および後継者の持株割合は、議決権割合ではなく、発行済株式総数に対する保有株式数の割合を示しています。

事業承継計画表（親族内承継）

総合

完成

項目		現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
事業計画	売上高	10億円	→				13億円	→				15億円	
	経常利益	5千万円	→				7千万円	→				9千万円	
会社	定款・株式・その他		「相続人に対する売渡請求制度」の導入	太郎の弟から自社株式取得（金庫株）	元役員C氏から自社株式取得（金庫株）		太郎に退職金支給						
現経営者（太郎）	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	
	役職	社長	→				会長	→		相談役	→		引退
	関係者の理解	家族会議	社内へ計画発表		取引先・金融機関に公表								
	後継者教育	後継者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継する※1											
	株式・財産の分配						公正証書遺言の作成						
	持株（%）※2	70%	67%	64%	61%	58%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	
		→ 毎年贈与（暦年課税制度）					相続時精算課税制度						
後継者（学）	年齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	
	役職		取締役	→		専務	→		社長	→			
	後継者教育	社内	工場	営業部門		本社管理部門		→ 経営者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継する※1					
		社外	継続的に対外研修受講	→ 経営革新塾									
	持株（%）※2	0%	3%	6%	9%	12%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	
		→ 毎年贈与（暦年課税制度）					相続時精算課税制度						
補足	<ul style="list-style-type: none"> 5年目の相続時精算課税制度による贈与時に「経営承継円滑化法」の活用を検討 遺留分に配慮した遺言書の作成（妻へは自宅不動産と現預金、学へは自社株式、二男・長女へは現預金をそれぞれ配分） 注意：計画の実行に当たっては専門家と十分協議した上で行ってください。												

※1 詳しくは、11ページをご参照ください。

※2 現経営者および後継者の持株割合は、議決権割合ではなく、発行済株式総数に対する保有株式数の割合を示しています。

第3章

事業承継に関する支援施策の紹介

1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

事業承継税制の抜本拡充や、民法上の遺留分制度による制約への対応を始めとする事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が平成20年5月に成立しました。

1.事業承継税制

①非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

※都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等に係る相続税・贈与税を納税猶予(雇用確保を始めとする5年間の事業継続が要件)。

②個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

事業承継の円滑化

地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

2.民法の特例

◇一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手續(経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可)を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

①生前贈与株式等を遺留分の対象から除外

贈与株式が遺留分算定の基礎財産から除外されるため、相続に伴う遺留分侵害額請求を未然に防止。

②生前贈与株式の評価額を予め固定

後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分算定の基礎財産から除外されるため、経営意欲が阻害されない。

◇手續については、後継者が単独で申立てができることがポイント。

(従来の遺留分放棄は当事者全員が個別に申立てを行う必要があった)

3.金融支援

◇経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、都道府県知事の認定を受けた中小企業者及びその代表者または、承継予定者個人に対して、以下の特例を設ける。

①中小企業信用保険法の特例

(対象:中小企業者、その代表者、承継予定者個人)

②株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

(対象:中小企業の代表者、その承継予定者個人)

親族外承継や個人事業主の事業承継を含め、以下のような幅広い資金ニーズに対応

- ・株式、事業用資産の取得資金
- ・信用力の低下時の運転資金
- ・相続税負担

※民法(相続法)改正により、遺留分を侵害された者は、侵害者に対し、侵害額に相当する金銭の請求のみが可能となりました(令和元年7月1日施行)。

※個人版事業承継税制の創設に加え、民法の特例(除外合意)の対象が個人事業主の事業承継の際にも適用できるよう拡充されました(令和元年7月16日施行)。

① 経営承継円滑化法の対象となる事業者は？

事業者の規模

○既存の中小企業支援法と同様、労働集約性や資本効率等を踏まえ、一部の業種につき、政令により中小企業の範囲を中小企業基本法上の中小企業より拡大。

中小企業基本法上の中小企業の定義

	資本金	又は 従業員数
製造業 その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業		100人以下

政令により範囲を拡大した業種（黄色部分を拡大）

	資本金	又は 従業員数
ゴム製品製造業（自動車 又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工 業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア・情報処理 サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※上記特例により対象となる「ゴム製品製造業」としては、ゴムホース、ゴム手袋やゴム草履業等がある。

適用要件

【民法特例】（42ページ参照）

○民法特例を利用できる中小企業の要件として、除外合意等の時点で3年以上継続して事業を行っていることを規定。

【金融支援】（43ページ参照）

- 金融支援に係る知事認定の要件として、事業承継後に売上高が減少したことや相続税負担が発生していること等を規定。【法第12条】
- 日本政策金融公庫等が中小企業者の代表者やその予定者に貸し付けることが出来る資金として、株式や事業用資産の買取資金、相続税納税資金、遺留分減殺請求への対応資金等を規定。

詳細な説明は「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル」（中小企業庁）をご参照下さい。

中小企業庁 中小企業経営承継円滑化法

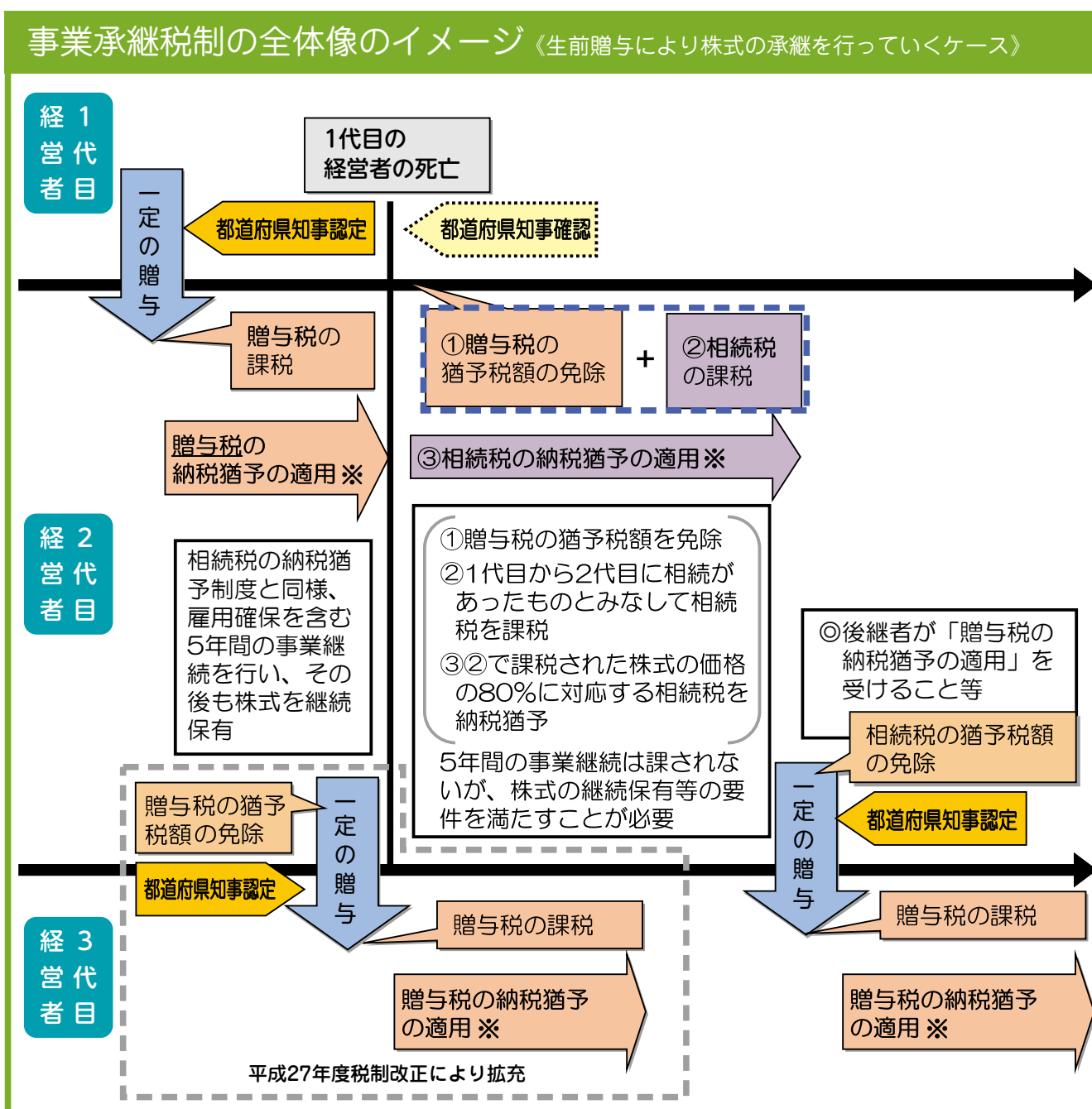
検索

QRコード



② 事業承継税制

事業承継税制では、相続税及び贈与税の納税猶予制度を組み合わせることで、相続のみならず生前贈与による株式の承継に伴う税負担を軽減することができ、将来にわたって、円滑な事業承継が可能となります。また、平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後、初代経営者が存命中に2代目経営者が3代目経営者に対して再贈与を行う場合も、贈与税の納税義務が生じないように、税制が拡充されました。



※事業承継税制の対象となる株式の上限は、発行済議決権株式総数の $\frac{2}{3}$ (後継者が相続、贈与前から既に保有していた株式を含む)ですが、平成30年度税制改正により上限が撤廃されます(38ページ参照)。

某地方製造業 X 社

- 会長：創業者の A さん
- 社長：長男の B さん

現状

長男Bさんが後継者候補であった頃から、X社の株式はBさん以外の兄弟等にも分散していました。

長男Bさんが社長となった後も会長Aさんが引き続き数十%を保有していることから、会長Aさんが保有する株式の動向が経営権に影響を与えかねないことを経営幹部も心配していました。

会長Aさんは90歳代と高齢ですが健康であり、当該株式の取り扱いについて会長Aさんに進言する機会もなく、関係者は不安を抱えつつ見守っていました。

経営承継円滑化法の検討

「経営承継円滑化法を検討してみたらどうだろうか？」（顧問税理士・公認会計士からのアドバイス）

X社は業歴も長く、健全経営を続けてきたことから、自社株式評価も高く、将来の相続発生時の納税負担についても心配な状況にありました。

中小企業経営承継円滑化法の施行に伴い、顧問税理士・公認会計士は、この法律の活用が良いのではと考え、社長Bさんならびに経営幹部と相談して、この法律の「相続税の納税猶予制度」について会長Aさんに説明し、活用を検討することを勧めました。

「まさしく当社のような会社を対象とした法律じゃないか。早速検討してみよう」

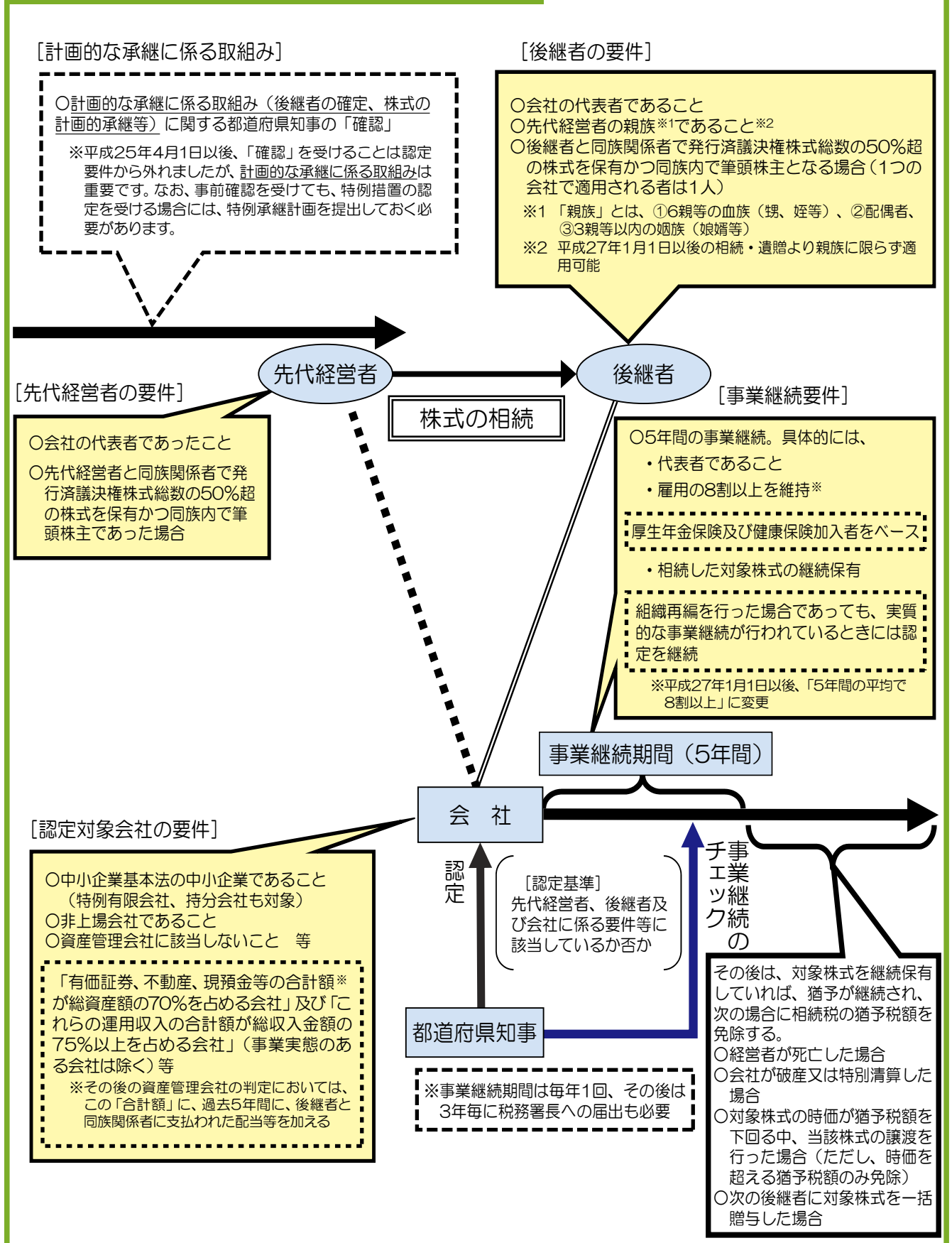
「相続税の納税猶予制度」についての概要説明資料を会長Aさんにお見せし、制度の内容について説明を行ったところ、「この法律はまさしく当社のような会社を対象としているので、積極的に行動を起こしたい」と好反応。早速、社長Bさんほか経営幹部は、顧問税理士・公認会計士の指導・協力を得て「事業承継計画」を作成、計画作成過程で示された会長Aさんの意向（社長である長男Bさんに会長Aさん保有の自社株式を全て相続で承継する旨の計画）を明記し、これを都道府県に申請し、受理されました（「事前確認制度」は、平成25年4月1日以降、任意制度になりました）。

明確になった方向性

経営承継円滑化法の活用検討は、効果として、「事業承継計画作成」に結びつき、その作成過程の中で社長BさんがX社の後継者であることが名実ともに明確となりました。社長Bさんならびに経営幹部も安心し、また社内外にもアナウンス効果が図られました。

③ 相続税の納税猶予・免除制度（一般措置）

相続税の納税猶予・免除制度の概要



平成30年度税制改正により、令和5年3月31日までに特例承継計画を提出し、令和9年12月31日までに実際に承継

④ 贈与税の納税猶予・免除制度（一般措置）

贈与税の納税猶予・免除制度の概要

※図中の下線部分は、相続税の納税猶予制度との相違部分

[計画的な承継に係る取組み]

○計画的な承継に係る取組み（後継者の確定、株式の計画的承継等）に関する都道府県知事の「確認」

※平成25年4月1日以後、「確認」を受けることは認定要件から外れましたが、計画的な承継に係る取組みは重要です。任意に確認を受けることは可能です。なお、事前確認を受けても、特例措置の認定を受ける場合には、特例承継計画を提出しておく必要があります。

[後継者の要件]

- 会社の代表者であること
 - 先代経営者の親族※1であること※2
 - 20歳以上であり※3、かつ、役員就任から3年以上経過していること
 - 後継者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主となる場合（1つの会社で適用される者は1名）
- ※1 「親族」とは、①6親等の血族（甥、姪等）、②配偶者、③3親等以内の姻族（娘婿等）
 ※2 平成27年1月1日以後の贈与より親族に限らず適用可能
 ※3 令和4年4月1日以後の贈与より「18歳以上」

[先代経営者の要件]

- 会社の代表者であったこと
 - 役員を退任すること※
 - 先代経営者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主であった場合
- ※平成27年1月1日以後の贈与より、代表者退任要（有給役員として残留可）

保有株式の一定の贈与

[事業継続要件]

- 5年間の事業継続。具体的には、
 - ・代表者であること
 - ・雇用の8割以上を維持※
 - 厚生年金保険及び健康保険加入者をベース
 - ・贈与した対象株式の継続保有
 - 組織再編を行った場合であっても、実質的な事業継続が行われているときには認定を継続
- ※平成27年1月1日以後、「5年間の平均で8割以上」に変更

[認定対象会社の要件]

- 中小企業基本法の中小企業であること（特例有限会社、持分会社も対象）
- 非上場会社であること
- 資産管理会社に該当しないこと 等

「有価証券、不動産、現預金等の合計額※が総資産額の70%を占める会社」及び「これらの運用収入の合計額が総収入金額の75%以上を占める会社」（事業実態のある会社は除く）等

※その後の資産管理会社の判定においては、この「合計額」に、過去5年間に、後継者と同族関係者に支払われた配当等を加える。なお、一定のやむを得ない事情により一時的に資産管理会社に該当してしまった場合は、要件が緩和される

会社

事業継続期間（5年間）

先代経営者の死亡

確認

都道府県知事

[確認基準]
相続税の納税猶予の適用要件のうち一定のものを満たすか否か

認定

[認定基準]
先代経営者、後継者及び会社に係る要件等に該当しているか否か

事業継続の

都道府県知事

※事業継続期間は毎年1回、その後は3年毎に税務署長への届出も必要

その後は、対象株式を継続保有していれば、猶予は継続。なお、贈与税の猶予税額の免除要件は、相続税の猶予税額の免除要件に加えて、「先代経営者の死亡」が含まれている。

- この場合には、
- ① 先代経営者から後継者に相続があったものとみなして相続税を課税
 - ② ①で課税された相続税の納税猶予の適用が可能

を行う者を対象として、事業承継税制（相続税・贈与税）の要件が緩和されます（38～40ページをご参照下さい）。

⑤ 法人版事業承継税制（特例措置）の概要

中小企業の事業承継支援を抜本強化します

事業承継税制の抜本拡充

利用できるのは

法人の経営者

相続税、贈与税



事業承継税制が大きく変わったと耳にしました。
10年以内に後継者に引き継ぐ必要があると聞きましたが、本当ですか？



事業承継の際の贈与税・相続税の負担を軽減する

「事業承継税制」が、今後10年間に限って大きく拡充されます！

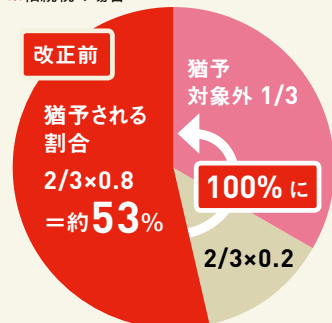
※平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の贈与・相続について適用されます。

ここが変わる

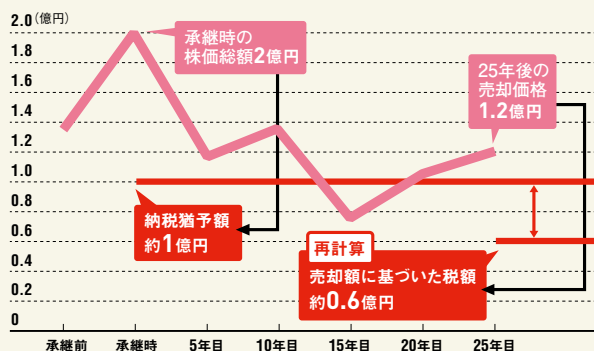
- 1 対象株式数の上限を撤廃(2/3→3/3)し、猶予割合を**100%**に拡大することで、承継時の贈与税・相続税の現金負担を**ゼロ**にします。
- 2 親族外を含む**複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象**に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援します。
- 3 制度利用を躊躇する要因となっている雇用要件(事業承継後5年間平均で、雇用の8割を維持)を抜本的に見直すことにより、**雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能**にします。 ※経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要です。
- 4 売却額や廃業時の評価額を基に**納税額を再計算**し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との**差額を減免**することで、経営環境の変化による将来の不安を軽減します。

1 猶予割合の拡大とは

※相続税の場合



4 納税額の再計算とは（イメージ）



今回、抜本拡充された特例を適用するにあたっては、
令和5年3月31日までに
特例承継計画^(※)を都道府県に提出し、
計画的に承継を行いましょ!
特例承継計画を提出しない場合は、従来の事業承継税制の適用になります。



そもそも事業承継税制とは

● 概要

非上場会社の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において経営承継円滑化法における都道府県知事認定を受けたときは、相続税・贈与税の納税が猶予及び免除される特例制度。

※本税制の対象となる自社株式は、後継者が相続・贈与前から既に保有していた分も含めて、発行済議決権株式総数の3分の2までの部分です。

● 贈与税

現経営者からの贈与によって後継者が取得した自社株式に対応する贈与税の納税が猶予・免除されます。

● 相続税

現経営者から、相続又は遺贈によって後継者が取得した自社株式の80%部分の相続税額が猶予・免除されます。



後継者には事業承継を機に
新しいことにチャレンジしてほしい。
何か使える支援策はないだろうか。

利用できるのは

法人 個人事業主

補助金、共済制度

事業承継を契機に、経営革新や事業転換を行う場合、
設備投資や販路拡大に活用できる補助金があります!



制度の詳細

● 事業承継補助金

- ・ 補助対象 設備投資、販路拡大、既存事業の廃業などに必要な経費
- ・ 補助率 1/2または2/3
- ・ 補助上限 150万～1,200万円
(類型により、補助率や補助上限が異なります。詳しくは下記中小企業庁のホームページ等をご確認ください。)

● 持続化補助金

- ・ 補助対象 商工会・商工会議所と作成した経営計画を基に取り組み販路開拓に係る経費
- ・ 補助率 2/3
- ・ 補助上限 50万円(賃上げや海外展開を行う場合は100万円、複数の事業者が連携した共同事業の場合は500万円が上限となります。)

補助金に関する情報は随時、
中小企業庁のホームページにて掲載しております。
詳細は中小企業庁のホームページでご確認ください。

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

● 小規模企業共済

経営者の退職後に備えて、小規模企業共済の活用もご検討ください。
月1,000円から掛金の設定が可能(上限70,000円)で、その全額を課税対象所得から控除できるなど税制面のメリットもあります。
詳細は中小機構のホームページでご確認ください。

中小機構ホームページ <http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>

親族外への事業承継 (M&A) の支援策を創設します

M&A時の減税措置の創設

利用できるのは
法人 **個人事業主**

登録免許税
不動産取得税

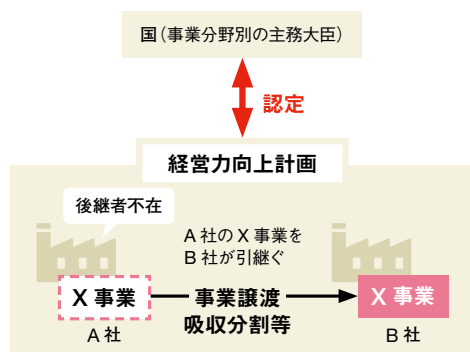


事業承継税制は株式の相続・贈与にしか使えない…
 M&Aの際に使える税制はないですか？

経営力向上計画の認定を受けると、**M&Aの際に発生する**
登録免許税・不動産取得税が軽減されます！



制度の概要 (令和4年3月31日まで)



登録免許税の税率		通常税率	計画認定時の税率
不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%	1.6%

不動産取得税の税率	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)
土地住宅	3.0%	2.5% (1/6 減額相当)
住宅以外の家屋	4.0%	3.3% (1/6 減額相当)

38～40 ページの出典：中小企業庁「平成 30 年度税制改正パンフレット」
 ※内容一部加工

※特例承継計画の様式は下記よりダウンロードが可能です。

中小企業庁 特例承継計画

検索

QRコード



⑥ 個人版事業承継税制の概要

【個人版事業承継税制の創設】

平成31年4月1日から、個人事業者が事業用資産を後継者に贈与・相続した際に課される贈与税・相続税の納税を猶予及び免除する措置が創設されました。平成30年度に拡充された法人版事業承継税制の特例措置と同様に、平成31年4月1日からの10年間限定の特例措置であり、土地、建物、機械、器具備品等の幅広い事業用資産を対象として、100%納税猶予を受けることができます。

この制度の適用を受けるためには、平成31年4月1日から5年以内に都道府県知事に対して個人事業承継計画を提出した上で、平成31年1月1日から令和10年12月31日までに事業用資産を後継者に承継する必要があります。

なお、個人版事業承継税制は、事業用小規模宅地特例との選択制となっています。

□事業承継税制の概要

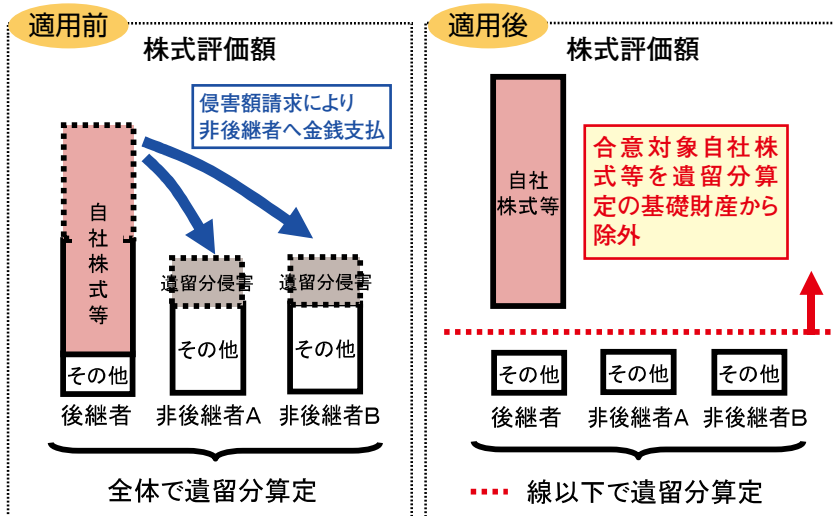
個人版事業承継税制（※）		法人版事業承継税制	
相続税・贈与税の納税猶予制度	税制	相続税・贈与税の納税猶予制度	
令和元（平成31）年度からの10年間（平成31年1月1日から令和10年12月31日までに行われた贈与・相続が対象）	期間	平成30年度からの10年間（平成30年1月1日から令和9年12月31日までに行われた贈与・相続が対象）	
100%	猶予割合	100%	
土地、建物、機械、器具備品等	対象資産	非上場株式	
・承継円滑化法に基づく認定 ・事業継続要件 等	要件	・承継円滑化法に基づく認定 ・事業継続要件 等	

※事業用小規模宅地特例との選択制

2 民法の特例

1 生前贈与株式を遺留分算定の基礎財産から除外できる制度(除外合意)

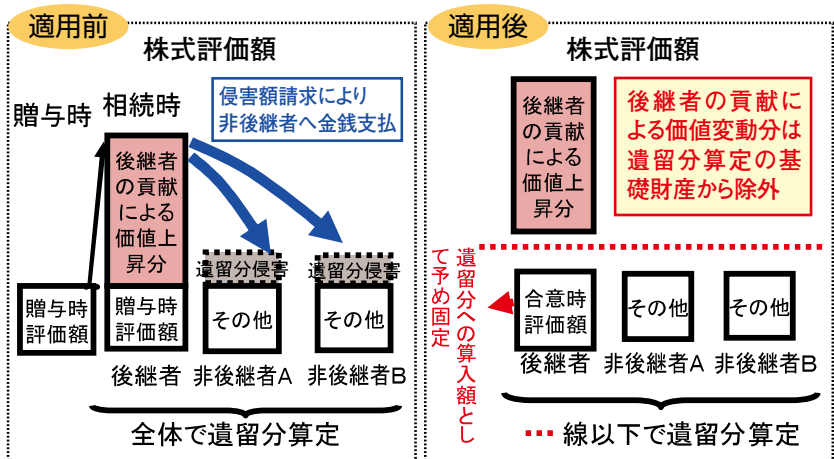
先代経営者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、先代経営者から後継者へ生前贈与された自社株式その他一定の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外できる制度です。



- ◆ 事業継続に不可欠な自社株式等に係る遺留分侵害額請求を未然防止
- ◆ 後継者単独で家庭裁判所に申し立てるため、現行の遺留分放棄制度と比して、非後継者の手続きは簡素化

2 生前贈与株式の評価額を予め固定できる制度(固定合意)

生前贈与後に株式価値が後継者の貢献により上昇した場合でも、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算されてしまう。このため、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、遺留分の算定に際して、生前贈与株式の評価額を当該合意時の評価額で予め固定できる制度です。



- ◆ 後継者が株式価値上昇分を保持できる制度の創設により、経営意欲の阻害要因を排除

※民法(相続法)改正により、遺留分を侵害された者は、侵害者に対し、侵害額に相当する金銭の請求のみが可能となりました(令和元年7月1日施行)。

※個人版事業承継税制の創設に加え、民法の特例(除外合意)の対象が個人事業主の事業承継の際にも適用できるよう拡充されました(令和元年7月16日施行)。

3 金融支援

経営の承継における課題

① 多額の資金需要の発生

- ・ 相続に伴い分散した株式や事業用資産の買取り等に、多額の資金が必要となる。
- ・ 株式や事業用資産について、多額の相続税納税資金が必要となる。
- ・ 親族外承継（MBO、EBO 等）の場合には、先代経営者からの株式等の買取りに多額の資金が必要となる。

② 信用状態の低下

- ・ 経営者の交代により信用状態が悪化し、銀行の借入条件や取引先の支払条件が厳しくなる可能性がある。

都道府県知事の認定

事業活動の継続に支障が生じている中小企業者（非上場会社及び個人事業主）などを都道府県知事が認定

会社の資金需要に対応
（個人事業主を含む）

後継者個人の
資金需要に対応

中小企業信用保険法の特例

○信用保険を拡大（別枠化）

- ・ 株式、事業用資産等の買取り資金
- ・ 一定期間の運転資金等

通常

普通保険
（2億円）
無担保保険
（8,000万円）
特別小口保険
（1,250万円）

+

拡大（別枠化）

普通保険
（2億円）
無担保保険
（8,000万円）
特別小口保険
（1,250万円）

株式会社日本政策金融公庫法及び 沖縄振興開発金融公庫法の特例

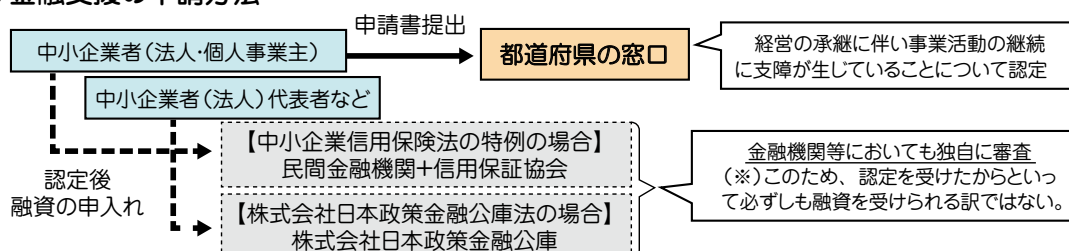
○認定を受けた法人の代表者など後継者個人に対する融資を実施

- ・ 株式、事業用資産等の買取り資金
- ・ 相続税、遺留分減殺請求への対応資金等

○後継者不在等により事業継続が困難な企業を買収する個人に融資を実施

- ・ 株式、事業用資産 等の買取り資金

(参考) 金融支援の申請方法



4 事業承継に関する制度融資

日本政策金融公庫では、法人・個人事業主、親族内・親族外承継を問わず、事業承継に関する資金ニーズにお応えしております。

＜日本政策金融公庫の事業承継・集約・活性化支援資金＞

ご利用いただける方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含みます。）と共に事業承継計画を策定している方（注） 2. 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方 3. 「中小企業経営承継円滑化法」第12条第1項第1号イの規定に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、同法第12条第1項第2号の規定に基づき認定を受けた個人である中小企業者または同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方 4. 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方 5. 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化・事業転換）または新たな取組を図る方（第二創業後または新たな取組後、おおむね5年以内の方を含む）
資金のお使いみち	「ご利用いただける方」に該当する方が事業の承継・集約に必要な設備資金および運転資金
融資限度額	【中小企業事業の場合】7億2,000万円 【国民生活事業の場合】7,200万円（うち運転資金4,800万円）
ご返済期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金：7年以内。ただし、既往の公庫融資の借換を含む場合、8年以内（うち据置期間2年以内）

※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。また、お使いみちには一定の要件がございます。

（注）ご融資後おおむね9年以内に事業承継を実施することが見込まれる方をいいます。

事業資金に関するお問い合わせ先

事業資金相談ダイヤル  **0120-154-505**
【受付時間】 平日9:00~19:00（国民生活事業）
 平日9:00~17:00（中小企業事業）
 ※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

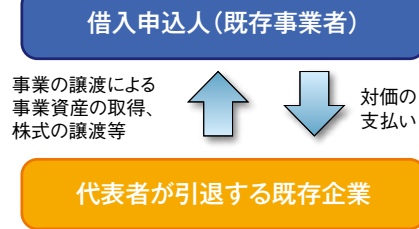
日本公庫ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>

身近な相談事例

▼ご利用いただける方の例

～親族の企業を事業承継～

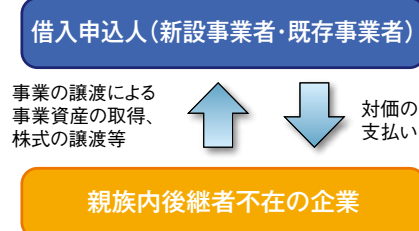
株式会社A（運送業）の代表者Bは、自己都合により代表から退くこととなった。次の代表には、Bの甥で現在同業種を株式会社Dで経営しているCに決まった。Cは、自分の法人Dで、現在Bの名義となっている事業用資産を取得することとした。



▼ご利用いただける方の例

～親族内後継者不在企業からの事業承継～

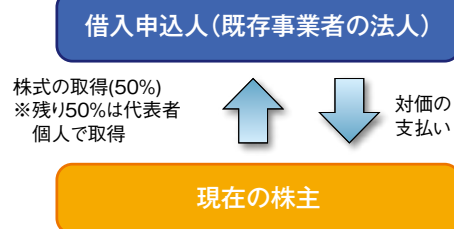
個人で書店を経営している経営者Aは、親族内の後継者が不在であったため、永年勤めてきた従業員Bに店舗及び在庫等を譲ることとした。公庫は、従業員Bから、事業承継に必要となる店舗等の取得資金にかかる融資相談を受けた。



▼ご利用いただける方の例

～自己株式の取得～

株式会社Aの代表者がBで、株式は100%Bの父であるCが所有している。今回代表者変更はないが、Cは高齢のため、将来的な事業承継に向けてBと法人Aが50%ずつ株式を所有することに決まり、A所有分を公庫資金で調達しようと考えた。



▼ご利用いただける方の例

～事業用資産の取得～

会社A（自動車整備業）の代表者Bは、高齢となったため、長男Cへ代表権を譲り、引退することとした。当該事業は、現代表者Bが個人で創業したものであり、工場は現代表者Bの名義となっている。現代表者Bには、当該事業の経営にタッチしていない長女Dがおり、相続時における事業継続のリスクを伴う状況にある。そのため、一般の代表者変更に伴い、会社Aが現代表者Bから工場を取得することとした。公庫は、会社Aから事業承継に必要な工場取得資金にかかる融資相談を受けた。



5 経営者保証についての新しい支援制度

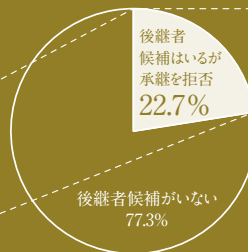
中小企業経営者のみなさん！ 経営者保証を理由に事業承継で困っていませんか？

2025年の中小企業経営者

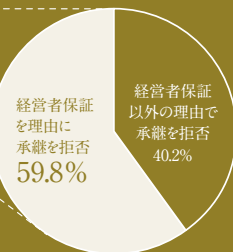
全体：約381万人（2016年度調査）



後継者未定の理由



なぜ事業承継を拒否しているか



70歳以上の中小企業経営者の約半分である127万人は後継者が未定です。
そのうちの22.7%は後継者がいるのに事業承継を拒否しているのです。
さらにその59.8%が拒否の理由としているのが事業承継時の経営者保証です。
もし、このまま廃業が増えると、
2025年までに650万人の雇用と22兆円のGDPが失われる可能性があり、
国内経済にとっても一大事です。

このような状況をふまえて

2020年4月1日より、経営者保証解除に向けた、
新しい支援制度がスタートしました。

- 01 事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用を開始
- 02 経営者保証解除に向けた、経営者保証コーディネーターによる支援制度を開始
- 03 一定要件のもと経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設

引用：令和元年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業全国事務局（野村証券株式会社）作成のパンフレット

ご相談は各都道府県の事業承継ネットワーク事務局へ

プッシュ型事業承継支援高度化事業 事業承継ひろば

QRコード



6 事業承継に係るその他の施策

■ 事業承継補助金

事業再編、事業統合を含む経営者の交代を契機として経営者革新等を行う事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者等の世代交代を通じた我が国経済の活性化を図ることを目的とします。

※令和元年度補正の公募は令和2年6月5日(金)に終了しました。

詳細はこちら

<https://www.shokei-hojo.jp/>

QRコード



■ 経営資源引継ぎ補助金

経営資源引継ぎ補助金は、事業再編・事業統合等に伴う中小企業者の経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中小企業者に対して、①経営資源の引継ぎを促すための支援、②経営資源の引継ぎを実現させるための支援によって、新陳代謝を加速し、我が国経済の活性化を図ることを目的とします。

※令和元年度補正の公募は令和2年8月22日(土)に終了予定です。

詳細はこちら

<https://k-shigen.go.jp/>

QRコード



■ 事業承継トライアル実証事業

第三者への事業承継を検討する中小企業と、後継者として入社を検討する外部人材とをマッチングし、入社後の経営者教育をサポートする中小企業庁の事業です。

入社した後継候補者が未来の経営者として成長できるよう、経営の専門家であるメンターが企業の人材育成をフォローします。後継者育成を通じて、現在の経営者から未来の後継者へと円滑な事業承継が進むことが本事業の目的となります。

※(中小企業者の方向け)令和元年度補正の公募は令和2年8月31日(月)に終了予定です。
(後継を検討する方向け)令和元年度補正の公募は令和2年9月11日(金)に終了予定です。

詳細はこちら

<https://js-trial.go.jp/>

QRコード



7 事業承継支援に関する相談先

事業承継支援に関する様々な相談先があります。専門知識が必要となることも多いため、課題に応じて専門家・支援機関を活用することを検討しましょう。

①商工会議所・商工会

- ・事業承継全般に関する助言、専門家の紹介、情報の提供
- ・経営者、後継者育成等に関するセミナーの実施等

②事業承継ネットワーク事務局

- ・事業承継診断による課題の洗い出しや、承継計画策定のための専門家派遣等
- ・経営者保証に関するガイドラインの充足状況の確認等

③事業引継ぎ支援センター

- ・第三者承継（M&A）等に関する情報の提供、助言等
- ・引継ぎ先企業の紹介から成約に至るまでのバックアップ等

④よろず支援拠点

- ・売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆる相談への助言等

⑤弁護士

- ・後継者に経営権を集中しつつ、他の相続人の遺留分にも配慮した事業承継対策
- ・生前贈与や遺言、任意後見制度を活用した相続紛争防止
- ・議決権制限株式や相続人に対する売渡請求など、会社法の各種制度の利用等

⑥税理士

- ・現時点で相続が発生した場合の相続税額の試算
- ・納税資金を確保するための自己株式の取得（金庫株）
- ・暦年課税制度や相続時精算課税制度を利用した計画的な生前贈与等

⑦公認会計士

- ・M&Aにおける財務デューデリジェンス
- ・既存株主からの株式買取り価格の算定

⑧中小企業診断士

- ・「会社の魅力」の磨き上げのための助言等
- ・後継者教育に関する助言、経営計画の策定支援等

⑨司法書士

- ・役員変更、種類株式、組織再編等の会社法に関する手続、定款・株主名簿の整備、機関設計の提案、及びそれらに関連する会社登記
- ・事業承継に伴う生前贈与、遺言、信託、相続手続、及びそれらに関連する不動産登記
- ・経営者の判断能力の低下に備えた成年後見制度の提案、戸籍等による相続人調査

⑩行政書士

- ・許認可の承継など、事業承継に必要な行政手続支援等

⑪金融機関等

- ・株式買取りや納税資金調達のための融資
- ・M&AやMBO、ファンドの活用、遺言信託に関する助言等

⑫中小企業基盤整備機構

- ・事業承継支援に取り組む支援機関の支援の仕組み構築のアドバイス
- ・事業承継フォーラム開催や事例集活用等による制度普及、啓発
- ・中小企業大学校における後継者教育等の各種研修プログラムの実施
- ・中小企業成長支援ファンドを活用した事業承継支援

冊子の内容に関するお問い合わせ先（中小企業基盤整備機構）

北海道本部 連携推進課	〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE 札幌ビル6階 電話：011-210-7473
東北本部 連携支援課	〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル6階 電話：022-399-9058
関東本部 連携推進課	〒105-8453 港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル 電話：03-6459-0074
中部本部 連携推進課	〒460-0003 名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階 電話：052-201-3009
北陸本部 連携推進課	〒920-0031 金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階 電話：076-223-6100
近畿本部 連携推進課	〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング27階 電話：06-6264-8621
中国本部 連携支援課	〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル3階 電話：082-502-6688
四国本部 連携支援課	〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワータワー棟7階 電話：087-811-3321
九州本部 連携推進課	〒812-0038 福岡市博多区祇園町4-2 サムティ博多祇園 BLDG. 電話：092-260-1355
沖縄事務所	〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター 313-1 電話：098-859-7566

令和2年8月発行

（発行）

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

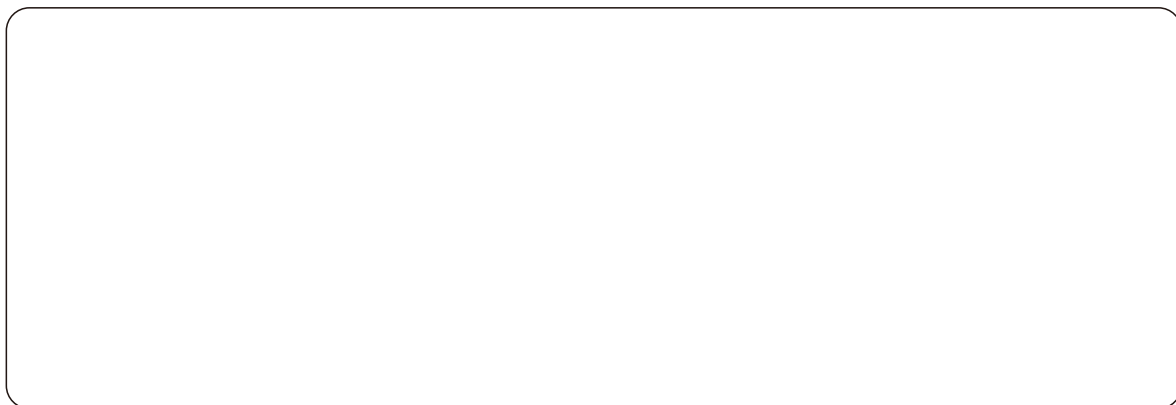
事業承継・再生支援部 事業承継支援課

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル

電話（03）5470-1576

当冊子については、（独）中小企業基盤整備機構が著作権を所有しております。当機構からの事前の承諾なしに、目的の如何を問わず、複製、改変、配布等の一切の利用を禁止します。

「事業承継」に関するお問い合わせ先

A large, empty rounded rectangular box with a thin black border, intended for providing contact information for business succession inquiries.



第三者承継 + 親族内承継

あらゆる事業承継についてご相談いただける窓口ができました。

令和3年4月* 事業承継・引継ぎ支援センター 発進!

事業承継支援の相談をワンストップで。

これまで、第三者による事業引継ぎを支援してきた事業引継ぎ支援センターと、おもに親族内承継を支援する事業承継ネットワークの機能を統合し、令和3年4月*より新たに「事業承継・引継ぎ支援センター」として活動の場を広げます。事業承継に悩むすべての中小企業を、これからも全力でサポートいたします。

おもな業務

- ◎事業承継(親族内・第三者)に関するご相談
- ◎M&Aマッチング支援
- ◎事業承継計画策定支援
- ◎事業承継診断、セミナー実施
- ◎経営者保証解除に向けた専門家支援 など

※一部地域では、統合の時期が異なります。

詳細は右記サイトにてご確認ください。▶▶ <https://shoukei.smrj.go.jp>

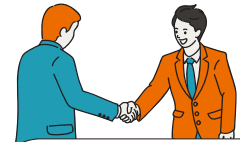


「創業希望者」と「後継者不在の事業者」をマッチング!

後継者 人材バンク



事業引継ぎ支援センターでは、後継者人材バンクに登録した「創業希望者」と、事業引継ぎに関して相談窓口にお越しいただいた「後継者不在の事業者」とを引き合わせ、起業家が後継者として当該事業を引き継ぐために必要となる様々な支援を行います。



創業希望者



経験や技術を生かして独立したい方、事業意欲・経営意欲のある県内へのU・I・Jターン希望者など

後継者人材バンク

事業引継ぎ支援センター



「起業」と「事業承継」の2つを同時に実現し、後継者不在の事業者の後継者づくりを支援

マッチング成立

後継者不在の事業者



後継者不在の会社や個人事業主

後継者 人材バンク のメリット

創業希望者のメリット

- 販売先(顧客)や仕入先、店舗等の経営資源を引き継ぐため、創業時のリスクを低く抑えることができます。
- 地域における知名度や経営ノウハウ、代々育まれてきた知識など、目に見えない資産を引き継ぐことができます。

後継者不在の事業者のメリット

- 先祖代々承継してきた事業を絶やすことなく、次世代に引き継ぐことができます。
- 事業の存続を望む従業員や取引先、地域からの期待に応えることができます。

【後継者人材バンクの注意点】

※当事業は、後継者不在の事業主の経営者候補として、起業家を引き合わせるものであるため、従業員としての雇用の斡旋を行うものではありません。

※創業希望者からの登録申し込みは、原則として連携する創業支援機関からの紹介とさせていただきます。

※登録していただいた場合でも、引き合わせまでに長期間要したり、希望条件に合致する引き合わせが実現できないケース等があることを、予めご了承ください。

後継者人材バンクのお問い合わせ・ご相談は お近くの事業引継ぎ支援センターまで

北海道・東北

北海道事業引継ぎ支援センター

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター 5F
011-222-3111

青森県事業引継ぎ支援センター

青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル 7階
017-723-1040

岩手県事業引継ぎ支援センター

盛岡市清水町14-17 中圭ビル
019-601-5079

宮城県事業引継ぎ支援センター

仙台市青葉区二丁目12-30 日本生命勾当台西ビル 8階
022-722-3884

秋田県事業引継ぎ支援センター

秋田市山王二丁目1番40号 田口ビル 4階
018-883-3551

山形県事業引継ぎ支援センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル 13F
023-647-0663

福島県事業引継ぎ支援センター

郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館 403
024-954-4163

関東

茨城県事業引継ぎ支援センター

水戸市桜川2-1-6 アイランドビル 3F 301号
029-284-1601

栃木県事業引継ぎ支援センター

宇都宮市中央3丁目1番4号 栃木県産業会館 7階
028-612-4338

群馬県事業引継ぎ支援センター

前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター内
027-265-5040

埼玉県事業引継ぎ支援センター

さいたま市浦和区高砂3-17-15
さいたま商工会議所会館 4F
048-711-6326

千葉県事業引継ぎ支援センター

千葉市中央区中央2丁目5-1
千葉中央ツインビル2号館11階
043-305-5272

東京都事業引継ぎ支援センター

千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル 6階
03-3283-7555

東京都多摩地域事業引継ぎ支援センター

立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル 12階
042-595-9510

神奈川県事業引継ぎ支援センター

横浜市中区尾上町5-80
神奈川中小企業センタービル12階
045-633-5061

新潟県事業引継ぎ支援センター

新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル 19F
025-246-0080

長野県事業引継ぎ支援センター

長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館 3階
026-219-3825

山梨県事業引継ぎ支援センター

甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨 3F
055-243-1830

静岡県事業引継ぎ支援センター

静岡市葵区黒金町20番地の8
054-275-1881

中部・北陸

愛知県事業引継ぎ支援センター

名古屋市中区栄二丁目10-19 名古屋商工会議所ビル 6F
052-228-7117

岐阜県事業引継ぎ支援センター

岐阜市神田町2丁目2番地
058-214-2940

三重県事業引継ぎ支援センター

津市栄町1丁目891 三重県合同ビル 5F
059-253-3154

富山県事業引継ぎ支援センター

富山市高田527 情報ビル 2F (富山県新世紀産業機構内)
076-444-5625

石川県事業引継ぎ支援センター

金沢市鞍月2丁目20番地
石川県地場産業振興センター新館
076-256-1031

近畿

福井県事業引継ぎ支援センター

福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル 3F
0776-33-8279

滋賀県事業引継ぎ支援センター

大津市打出浜2番1号 コラボしが21 9階
077-511-1503

京都府事業引継ぎ支援センター

京都市下京区四條通室町東入 京都経済センター 7階
京都商工会議所内
075-353-7120

大阪府事業引継ぎ支援センター

大阪市中央区本町橋2-8大阪商工会議所 5階
06-6944-6257

兵庫県事業引継ぎ支援センター

神戸市中央区東川崎町1-8-4
神戸市産業振興センター 6階
078-367-6650

奈良県事業引継ぎ支援センター

奈良市登大路町36番地の2(奈良商工会議所会館内)
0742-22-0175

和歌山県事業引継ぎ支援センター

和歌山市西丁丁36 和歌山商工会議所 5F
073-499-5221

中国・四国

鳥取県事業引継ぎ支援センター

鳥取市本町1丁目101番地
ビジネスサポートオフィスとっとり内
0857-20-0072

島根県事業引継ぎ支援センター

松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル 6F
0852-33-7501

岡山県事業引継ぎ支援センター

岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山
086-286-9708

広島県事業引継ぎ支援センター

広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル 7階
082-555-9993

山口県事業引継ぎ支援センター

山口市熊野町1-10 NPYビル 8階
083-902-6977

徳島県事業引継ぎ支援センター

徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館 1階
088-679-1400

香川県事業引継ぎ支援センター

高松市番町2-2-2 高松商工会議所会館 1階
087-802-3033

愛媛県事業引継ぎ支援センター

松山市大手町1丁目11-1 愛媛新聞・愛媛電算ビル 2F
089-948-8511

高知県事業引継ぎ支援センター

高知市本町4丁目1番32号 こうち勤労センター 4階
088-802-6002

九州・沖縄

福岡県事業引継ぎ支援センター

福岡市博多区博多駅前2-9-28
福岡商工会議所ビル 8階
092-441-6922

佐賀県事業引継ぎ支援センター

佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル 4F
0952-20-0345

長崎県事業引継ぎ支援センター

長崎市興善町4-5 カクオウBLD 3階
095-895-7080

熊本県事業引継ぎ支援センター

熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所 5階
096-311-5030

大分県事業引継ぎ支援センター

大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館 5階
097-585-5010

宮崎県事業引継ぎ支援センター

宮崎市錦町1番10号KITENビル 7階
0985-72-5151

鹿児島県事業引継ぎ支援センター

鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル 13F
099-225-9534

沖縄県事業引継ぎ支援センター

那覇市久米2-2-10 那覇商工会議所 1階
098-941-1690

お問い合わせ・詳細は
ホームページからもご確認いただけます。

事業引継ぎ



<https://shoukei.smrj.go.jp>



Be a Great Small.
中小機構

※中小企業基盤整備機構では、経済産業省所管の独立行政法人として、各都道府県に設置されている事業引継ぎ支援センターの業務運営を支援しています。